



名張市快適環境基本計画

第三次なばり

快適環境プラン（改定版）

人に気く**ばい** 地域に目く**ばい** 地球に心く**ばい** 里まち **なばり**



令和4年3月



名張市

平成5年3月26日議決

快適環境宣言

すべての人々は、緑豊かな自然のもとで、安らぎや潤いのある快適な暮らしを求めている。

しかしながら、いまや自然環境の破壊は、地球規模へと拡大し、人類を初めとする動植物の生存を脅かしつつある。

このような状況の中で、私たち名張市民は、このかけがえのない自然環境を次世代に引き継いでいく責務がある。

よって、本市議会は、名張市快適環境基本条例の趣旨のもと、自然と人間の共生による安全で良好な環境の創造を目指し、ここに、快適環境宣言を決議する。

ごあいさつ

名張市では、市民の皆さんの健康で文化的な生活を確保するための快適環境の保全・創造に関する施策の基本となる事項を定めた『名張市快適環境基本条例』を1992（平成4）年7月に制定し、施策を計画的に推進するため、1994（平成6）年3月に名張市環境基本計画『なばり快適環境プラン』を策定しました。その後、2007（平成19）年6月、2017（平成29）年3月の二度にわたる改訂を行い、本市の目指す環境像である『人に気くばり 地域に目くばり 地球に心くばり 里まち なばり』の実現に向け、市民・事業者・行政の3つの主体がそれぞれの役割を果たし、3つの主体が協働して5つの環境目標と9つの基本的方向に基づく各種施策をさらに推進しました。また、豊かで美しい環境を『名張市の宝』として保全するとともに、より質の高い環境を創造し、次の世代へ引き継いでいくための取組を進めてまいりました。

近年、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。2015（平成27）年9月に国連サミットで、貧困、紛争、気候変動、感染症などの問題を解決し、今後も人類が安定して暮らし続けるための持続可能な開発目標（SDGs）が「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採択されました。さらに、2020（令和2）年10月には、脱炭素社会の実現に向けて、日本が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を国内外へ宣言するなど、環境に関する社会情勢が大きく変化しています。

このような状況の変化に的確に対応するため、SDGsの考え方を踏まえた『第三次なばり快適環境プラン』の中間見直しを行うことで、環境施策と経済活動を両輪で推進し、将来にわたっての質の高い市民生活の実現をめざしてまいります。

豊かな自然に囲まれ、先人たちのたゆまぬ努力と英知により、山紫水明の快適生活都市として成長を続けてきた名張市を今後も、市民・事業者・行政の3主体がそれぞれの役割を果たし協働して本市の目指す環境像の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、このプランの見直しにあたり、熱心にご審議いただきました「名張市快適環境審議会」の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました方々に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

名張市長

目次

第1章	計画の考え方.....	5
1	計画策定及び中間見直しの背景と趣旨	5
2	「第三次なばり快適環境プラン」とSDGs	7
3	計画の位置付け.....	11
4	計画の期間.....	12
第2章	環境像・環境目標と施策の体系	13
1	環境像.....	13
2	環境目標	14
3	施策の体系.....	15
第3章	環境目標に沿った施策の推進.....	17
	環境目標1 環境意識の向上と協働の取組	17
	施策の基本的方向1【市民参画】	17
	施策の基本的方向2【環境教育】	20
	環境目標2 生活環境の保全.....	26
	施策の基本的方向1【水・大気・土壌環境】	26
	施策の基本的方向2【騒音・振動・悪臭・その他の生活環境】	35
	環境目標3 自然との共生	43
	施策の基本的方向1【自然共生】	43
	環境目標4 環境負荷の少ない社会の創造	49
	施策の基本的方向1【循環型社会】	49
	施策の基本的方向2【低炭素社会】	56
	環境目標5 良好なまちなみ・安全なまちの保全と創造	61
	施策の基本的方向1【まちなみ・緑と水の景観】	61
	施策の基本的方向2【安全・防災・防犯】	70
第4章	計画の推進	74
1	計画の推進体制.....	74
2	計画の進行管理.....	74
参考資料	75
	名張市快適環境基本計画についての諮問・答申	
	名張市快適環境基本条例	
	名張市快適環境審議会規則	
	第三次なばり快適環境プラン策定経過	
	名張市快適環境審議会名簿	
	用語解説	

1. 計画の考え方

1 計画策定及び中間見直しの背景と趣旨

名張市では、1992（平成4）年7月に名張市快適環境基本条例を制定し、快適環境の保全と創造を総合的かつ計画的に推進するため、1994（平成6）年3月に名張市快適環境基本計画『なばり快適環境プラン』を策定しました。このプランは、このような早い段階に、自然と人と文化が調和する快適生活都市を目指して、市民・事業者・行政それぞれの役割の指針となるよう策定し、公害の防止、廃棄物の適正処理、都市景観の形成、緑化の推進、その他生活環境の保全・創造、森林の保全、河川の保全、自然景観の形成、野性動植物の保護、その他自然環境の保全・創造、文化財の保護、歴史的遺産の保存、その他歴史文化的環境の保全・創造など、幅広い環境の質の向上を図る取組を進めてきました。

その後、2007（平成19）年6月に『第二次なばり快適環境プラン』を策定し、特に『市民参画』を環境目標1に掲げ、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を自覚した協働の取組、地域が自らの課題解決のための事業を実施するなど住民主体のまちづくりが進みました。さらに、ごみゼロ社会の実現を目指し、ごみの減量化や資源化促進に取り組み、ごみの削減を実現しました。

さらに、2011（平成23）年3月の東日本大震災の発生を契機にエネルギー情勢が大きく変化し、地域資源・特性を生かしたエネルギーの創出、省エネルギーの推進、節電の取組が進められるなど、再生可能エネルギーを活用した持続可能で環境に配慮した都市への転換が求められる中、国の第四次環境基本計画が2012（平成24）年4月に閣議決定され、目指すべき持続可能な社会の姿を、『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、各主体の参加の下で統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」とし、環境政策を展開することを受け、これまでの快適環境プランの理念を受け継ぎながら新たな施策を展開し、豊かな自然に包まれた快適環境にして次世代の人々に引き継いでいくため、環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築を目指した新しい名張市快適環境基本計画『第三次なばり快適環境プラン』（以下「本計画」といいます。）を2017（平成29）年3月に策定しました。

その後、2015（平成27）年9月に国連サミットで、貧困、紛争、気候変動、感染症などの問題を解決し、今後も人類が安定して暮らし続けるための持続可能な開発目標（SDGs）^{*}が「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採決されました。

また、2018（平成30）年4月には、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことなどの方向性を示した「第五次環境基本計画」^{*}が国において閣議決

定されました。

さらに、2020（令和2）年10月には、脱炭素社会の実現に向けて、日本が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、2050年カーボンニュートラル*を菅首相の所信表明演説により国内外へ宣言。2021（令和3）年11月には、COP26（第26回国連気候変動枠組み条約締約国会議）において、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べ1.5℃までに抑制することが世界の共通目標として表明されるなど環境に関する社会情勢が大きく変化しています。

本市においては、このような社会情勢の変化に対応すべく、現行の第三次なばり快適環境プランの中間見直しを行います。

2 「第三次なばり快適環境プラン」とSDGs

第三次なばり快適環境プランは、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指し、市民・事業者・行政がそれぞれ担う役割を示し、協働して取り組むものです。

この具体的な取組は、SDGsと同じ方向性を持つものです。

本計画に定める「環境目標」「施策の基本的方向」とSDGsの関連は、次表のとおりです。国際的な約束である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の推進につながるよう、取組を継続していきます。

◎国連持続可能な開発目標（SDGs）

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>		

環境目標	ページ数	施策項目	SDGs
1. 環境意識の向上と協働の取組	P. 18 ～	1 (1) 市民参画の拡大 ① 市民・団体による活動の推進	11 日本銀行のあるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
	P. 19 ～	1 (1) 市民参画の拡大 ② 事業者による活動の推進	9 産業と技術革新の 振興をつくろう 12 つくる責任 つかう責任
	P. 20 ～	2 (1) 環境教育・環境学習の充実 ① 学校での環境教育の推進	4 質の高い教育を みんなに 12 つくる責任 つかう責任
	P. 21 ～	2 (1) 環境教育・環境学習の充実 ② 各主体における環境教育の推進	2 気候を 守ろう 4 質の高い教育を みんなに 12 つくる責任 つかう責任
	P. 22 ～	2 (1) 環境教育・環境学習の充実 ③ 家庭での環境教育の推進	4 質の高い教育を みんなに 7 産業と技術革新の 振興をつくろう 11 日本銀行のある まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
	P. 25 ～	2 (2) 人材育成等の充実 ① 人材育成と情報発信の充実	4 質の高い教育を みんなに
2. 生活環境の保全	P. 27 ～	1 (1) 水環境の保全 ① 安全な水の供給	6 安全な水とトイレ を世界中に 9 産業と技術革新の 振興をつくろう 14 海の豊かさ を守ろう
	P. 28 ～	1 (1) 水環境の保全 ② 排水対策	6 安全な水とトイレ を世界中に 9 産業と技術革新の 振興をつくろう 14 海の豊かさ を守ろう
	P. 29 ～	1 (1) 水環境の保全 ③ 農薬・肥料対策	6 安全な水とトイレ を世界中に 9 産業と技術革新の 振興をつくろう 14 海の豊かさ を守ろう 15 陸の豊かさも 守ろう
	P. 30 ～	1 (1) 水環境の保全 ④ 水質の監視・保全	3 すべての人に 健康と福祉を 6 安全な水とトイレ を世界中に 11 日本銀行のある まちづくりを
	P. 31 ～	1 (2) 大気環境の保全 ① 工場・事業場排出対策	9 産業と技術革新の 振興をつくろう 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に 具体的な対策を 15 陸の豊かさも 守ろう
	P. 32 ～	1 (2) 大気環境の保全 ② 自動車等移動発生源対策	7 エネルギーを みんなに そしてクリーンに 11 日本銀行のある まちづくりを 13 気候変動に 具体的な対策を
	P. 33 ～	1 (2) 大気環境の保全 ③ 大気の監視	3 すべての人に 健康と福祉を 11 日本銀行のある まちづくりを 13 気候変動に 具体的な対策を
	P. 34 ～	1 (3) 土壌環境の保全 ① 土壌汚染の未然防止と監視	3 すべての人に 健康と福祉を 6 安全な水とトイレ を世界中に 11 日本銀行のある まちづくりを 14 海の豊かさ を守ろう 15 陸の豊かさも 守ろう
	P. 36 ～	2 (1) 騒音・振動の抑制 ① 騒音・振動発生源対策と監視	3 すべての人に 健康と福祉を 11 日本銀行のある まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
	P. 37 ～	2 (1) 騒音・振動の抑制 ② 近隣騒音対策	11 日本銀行のある まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
	P. 38 ～	2 (2) 悪臭の抑制 ① 悪臭の防止対策	11 日本銀行のある まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任




















すべての施策項目に共通します。



	P. 40 ～	2 (3) その他の生活環境の保全 ① 身近な生活環境の保全					
	P. 41 ～	2 (3) その他の生活環境の保全 ② 環境美化行動の推進				17  パートナーシップで 目標を達成しよう	
3. 自然との共生	P. 44 ～	1 (1) 自然環境の保全 ① 農地の保全					
	P. 45 ～	1 (1) 自然環境の保全 ② 森林・里山の保全					
	P. 47 ～	1 (2) 生物多様性の保全 ① 生態系の保全と希少生物・身近な在来生物の保護					
	P. 48 ～	1 (3) 自然とのふれあい ① 自然とのふれあい増進					
4. 環境負荷の少ない社会の創造	P. 50 ～	1 (1) ごみの減量化と資源化 ① ごみの減量化と資源化					
	P. 52 ～	1 (2) ごみの適正な排出と処理 ① ごみの適正な排出					
	P. 54 ～	1 (2) ごみの適正な排出と処理 ② ごみの適正な処理					
	P. 57 ～	2 (1) 地球温暖化防止対策の推進 ① 温室効果ガス対策					
	P. 58 ～	2 (1) 地球温暖化防止対策の推進 ② 市の事務事業から排出する温室効果ガス対策					
	P. 60 ～	2 (2) 再生可能エネルギーの活用 ① 再生可能エネルギーの導入促進					
5. 身近なまちなみ・安全なまち	P. 62 ～	1 (1) 緑と水の空間の形成 ① 計画的な土地利用の促進と緑空間の保全					
	P. 64 ～	1 (1) 緑と水の空間の形成 ② 水辺空間の形成					
	P. 65 ～	1 (2) 地域の個性を活かした景観の形成 ① 都市景観の形成					
	P. 66 ～	1 (2) 地域の個性を活かした景観の形成 ② 農山村景観の形成					

すべての施策項目に共通します。

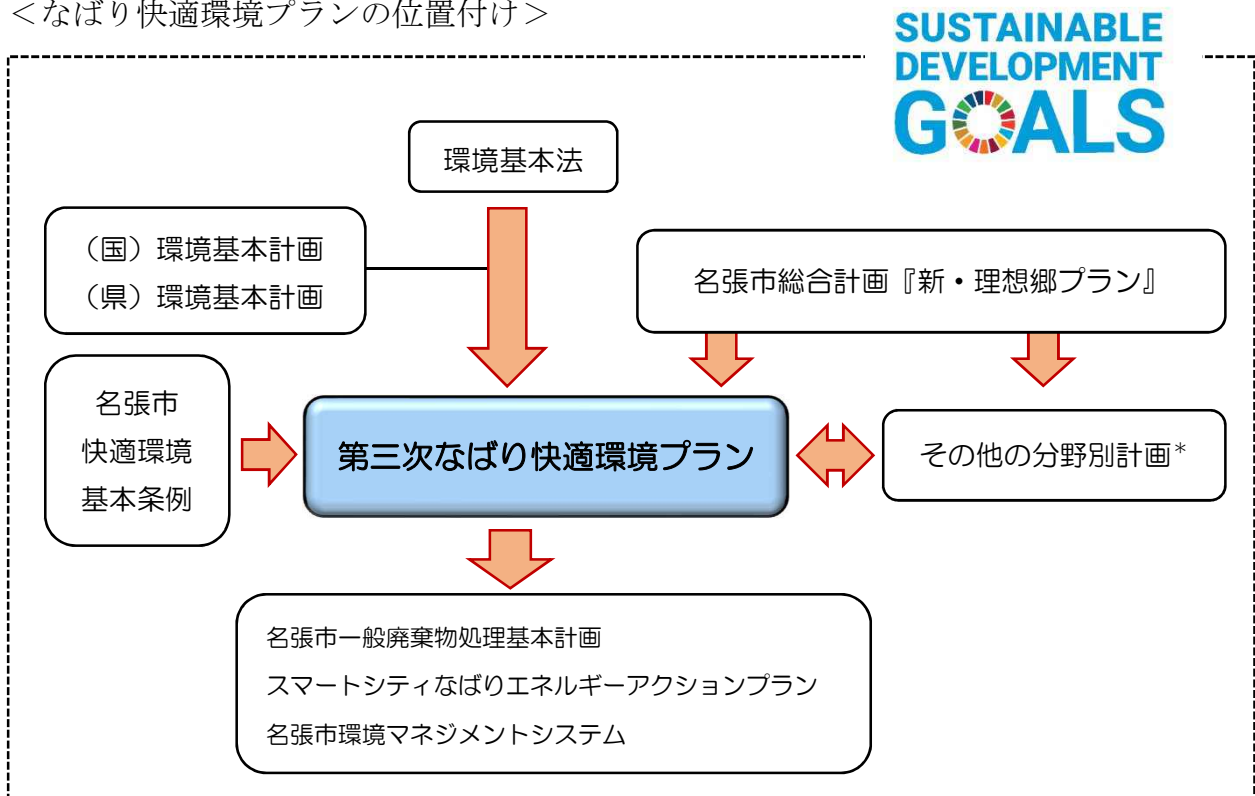
の 保 全 と 創 造	P. 68 ～	1 (3) 歴史的・文化的遺産を活かしたまちづくり ① 文化財の保全と活用と周辺環境・景観との調和	   	 ハートアップで 目標を達成しよう ↓ すべての施策項目に 共通します。
	P. 70 ～	2 (1) 交通環境の整備 ① 交通まちづくりの推進	 	
	P. 71 ～	2 (2) 食の安全・安心 ① 食品の安全確保・注意喚起	   	
	P. 73 ～	2 (3) 災害のない安全な暮らしの確保 ① 防災・減災、防犯の推進	     	

3 計画の位置付け

本計画は、名張市快適環境基本条例に基づき、本市における快適環境の保全・創造を総合的、計画的に推進するため策定し、総合計画『新・理想郷プラン』における環境分野の施策を推進し、実現するための指針とするものです。

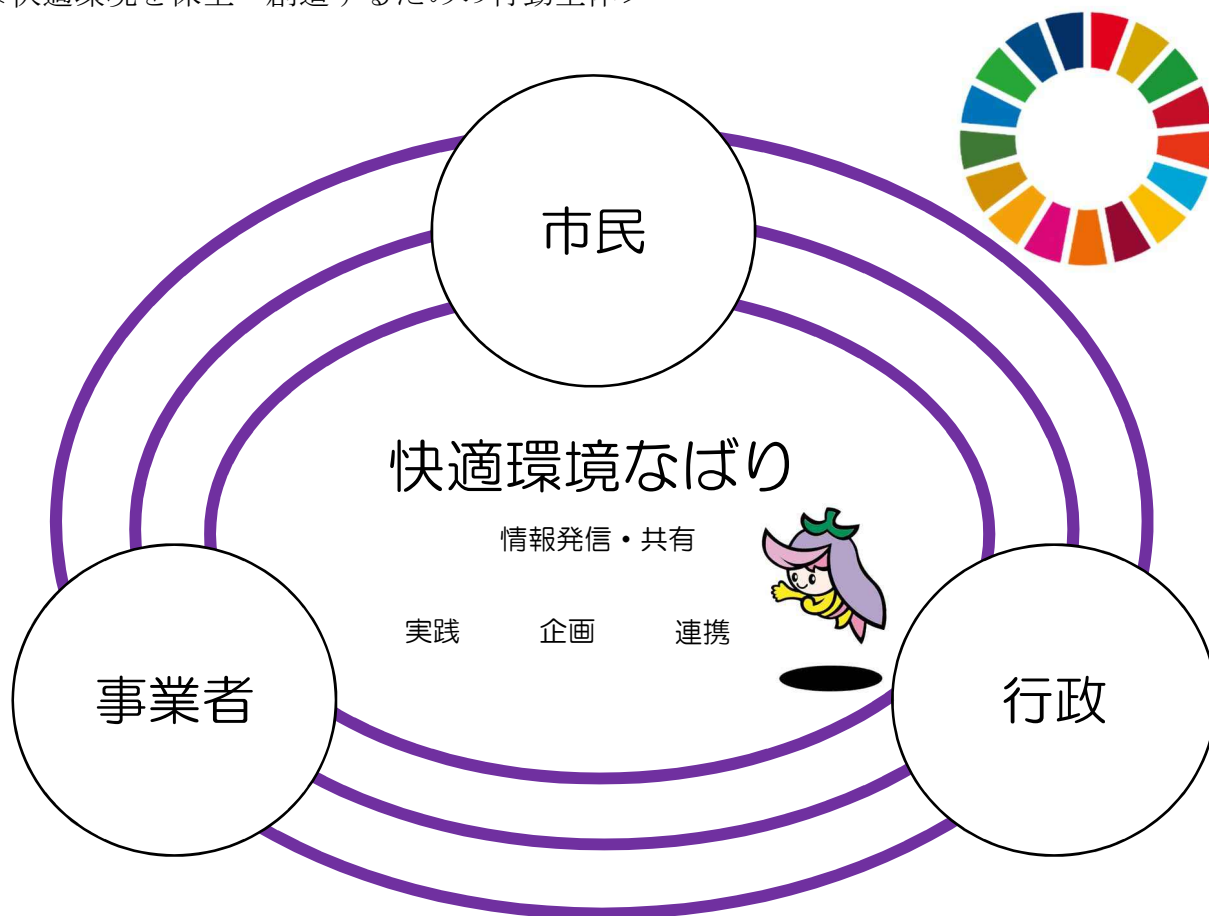
第三次なばり快適環境プランは、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指し、市民・事業者・行政のそれぞれが担う役割を示し、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指しSDGsと同じ方向性を持ち協働して取り組むものです。

〈なばり快適環境プランの位置付け〉



- * 名張市総合都市交通マスタープラン 名張市水道事業基本計画
 名張市農業マスタープラン 名張市都市マスタープラン
 名張市ばりばり食育推進計画 名張市地域防災計画
 名張市下水道整備マスタープラン 名張市教育振興基本計画 等

<快適環境を保全・創造するための行動主体>



4 計画の期間

本計画の期間は、2017（平成29）年度を初年度とし目標年度を2026（令和8）年度とします。



第2章 環境像・環境目標と施策の体系

1 環境像

本市は、豊かな山々に囲まれ、清らかな川の流れて広がる田園と農村風景、小高い丘に計画的に整備された住宅地、様々な人々の交流と営みの歴史の中で形成されてきた中心市街地など、美しい自然と調和したまちです。

この豊かな自然は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれる貴重な資源であるとともに、多くの動植物が自然の恵みの中で生育・生息しています。人と自然が共に生き、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりを目指して、本市の目指す環境像を次のとおり定めます。

人に気く**ばい**

地域に目く**ばい**

地球に心く**ばい**

里まち **なばい**



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2 環境目標

条例に定められた目的と環境像の実現を目指し、また、多種多様な環境課題に対応するため、基本的な取組の方向性を示す目標として次の5項目を定めます。

環境目標1 環境意識の向上と協働の取組

- 1【市民参画】自立と協働による快適環境づくり
- 2【環境教育】学んで知って実践する快適環境づくり

環境目標2 生活環境の保全

- 1【水・大気・土壌環境】水と空気と大地がきれいな快適環境づくり
- 2【騒音・振動・悪臭・その他の生活環境】落ち着いた暮らしのできる快適環境づくり

環境目標3 自然との共生

- 1【自然共生】自然と人とのやさしいふれあいのできる快適環境づくり

環境目標4 環境負荷の少ない社会の創造

- 1【循環型社会】資源を大切にし、ごみゼロ社会を目指す快適環境づくり
- 2【低炭素社会】望ましい地球環境を創造する快適環境づくり

環境目標5 良好なまちなみ・安全なまちの保全と創造

- 1【まちなみ・緑と水の景観】
緑と身近にふれあうことができ、地域の個性を活かした快適環境づくり
- 2【安全・防災・防犯】安全で住み良い快適環境づくり

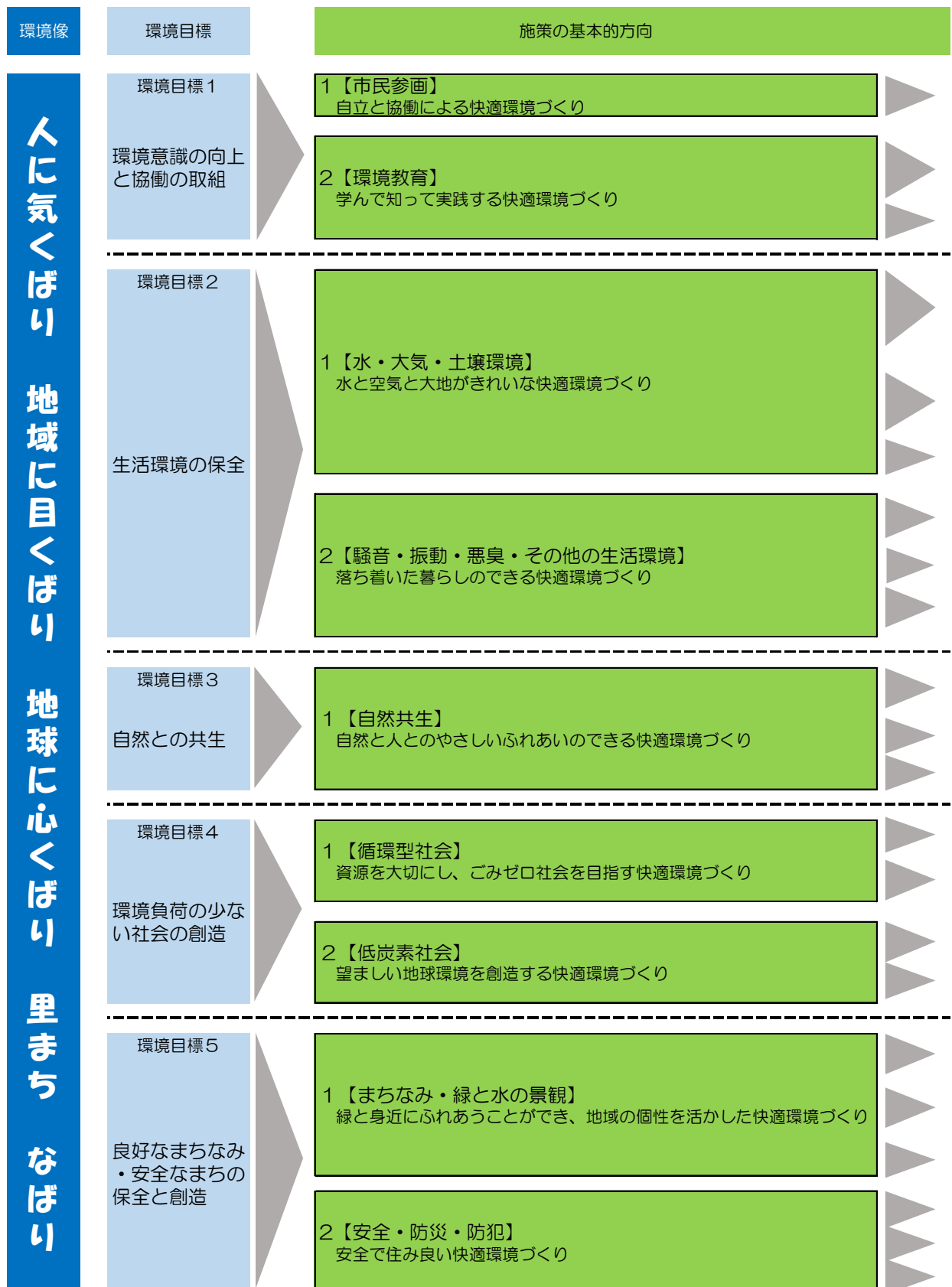
名張市快適環境基本条例 抜粋

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて快適環境の保全、創造が極めて重要であることに鑑み、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに快適環境に関する施策の基本となる事項を定めることにより、快適環境施策の総合的推進を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 施策の体系

環境目標を柱とし、環境像の実現を目指し施策の体系を次のとおり定め、推進します。



	施策項目
(1) 市民参画の拡大	①市民・団体による活動の推進 ②事業者による活動の推進
(1) 環境教育・環境学習の充実	①学校での環境教育の推進 ②各主体における環境教育の推進 ③家庭での環境教育の推進
(2) 人材育成等の充実	①人材育成と情報発信の充実
<hr/>	
(1) 水環境の保全	①安全な水の供給 ②排水対策 ③農業・肥料対策 ④水質の監視・保全
(2) 大気環境の保全	①工場・事業場排出対策 ②自動車等移動発生源対策 ③大気の監視
(3) 土壌環境の保全	①土壌汚染の未然防止と監視
(1) 騒音・振動の抑制	①騒音・振動発生源対策と監視 ②近隣騒音対策
(2) 悪臭の抑制	①悪臭の防止対策
(3) その他の生活環境の保全	①身近な生活環境の保全 ②環境美化行動の推進
<hr/>	
(1) 自然環境の保全	①農地の保全 ②森林・里山の保全
(2) 生物多様性の保全	①生態系の保全と希少生物・身近な在来生物の保護
(3) 自然とのふれあい	①自然とのふれあい増進
<hr/>	
(1) ごみの減量化と資源化	①ごみの減量化と資源化
(2) ごみの適正な排出と処理	①ごみの適正な排出 ②ごみの適正な処理
(1) 地球温暖化防止対策の推進	①温室効果ガス対策 ②市の事務事業から排出する温室効果ガス対策
(2) 再生可能エネルギーの活用	①再生可能エネルギーの導入促進
<hr/>	
(1) 緑と水の空間の形成	①計画的な土地利用の推進と緑空間の保全 ②水辺空間の形成
(2) 地域の個性を活かした景観の形成	①都市景観の形成 ②農山村景観の形成
(3) 歴史的・文化的遺産を活かしたまちづくり	①文化財の保存と活用と周辺環境・景観との調和
(1) 交通環境の整備	①交通まちづくりの推進
(2) 食の安全・安心	①食品の安全確保・注意喚起
(3) 災害のない安全な暮らしの確保	①防災・減災、防犯の推進

本計画の推進に当たっては市民・事業者・行政の3主体がそれぞれの役割を果たすとともに3主体が協働して取り組む

第3章 環境目標に沿った施策の推進

環境像の実現を目指した環境目標の下、次のとおり施策を展開します。

環境目標1 環境意識の向上と協働の取組

一人ひとりが環境意識を高く持ち、環境に対する責任と役割について理解を深め、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で自ら環境活動を実践しなければなりません。

環境問題を自らの問題として捉え行動するために、子どもから大人まで環境について学ぶ機会が必要であり、豊かな自然の中で学ぶことができる恵まれた環境を生かして、環境学習や環境教育を推進します。

さらに、多様な主体が個々の役割を果たし、それぞれの特性を生かしながら、パートナーシップの下、協働で実践することを基本として、本計画の施策を推進します。

◆ 施策の基本的方向1【市民参画】

自立と協働による快適環境づくり

(1) 市民参画の拡大

本市は、大規模な住宅地開発により、様々な地域から多様な文化的背景を持つ人々を迎え、多彩な人々と共に成長してきました。




また、2005（平成17）年に市民・事業者・行政の果たすべき役割や市政運営の仕組みなどを定めた「名張市自治基本条例」を制定し、市民と行政の互いの役割と責任を自覚しながら共に協働のまちづくりを進めてきました。




さらに、2009（平成21）年に「名張市地域づくり組織条例」を制定し、市内15地域で設立された地域づくり組織において、地域の課題解決のための事業を自ら実施し、また、各地域と市がそれぞれの活動を尊重し、互いに協働・連携し住民主体のまちづくりを進めてきました。

一方、人口減少と少子高齢化が今後ますます進むと見込まれ、社会・経済活動への影響が懸念されており、各地域をはじめ多様な主体の協働・連携の発展が求められます。このような時代の変化の中で、これまで培われてきた市民参画が快適環境づくりに向けてさらに広がるよう、次の施策に取り組みます。

① 市民・団体による活動の推進

1-1-1-1

関連するSDGs 目標	  				
現状と課題	<p>・まちづくりを『住民が自ら考え、自ら行う』ことを目指し、主体的なまちづくりの気運を高め、誰もがいきいきと輝いて暮らせる地域をつくるための支援が求められています。各地域と多様な主体が協働して快適な環境づくりを進める取組が必要です。</p> <p>・地域や団体では、日頃から環境美化行事等を各地で実施しています。これらの活動への積極的な参加の呼び掛けを継続し、更に参画が拡大するよう取り組む必要があります。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域での環境活動の推進 ■ 個人での環境活動の推進 ■ 関係団体での環境活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域経営室／環境対策室 環境対策室 環境対策室 			
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全で快適に暮らし続けていくため、地域の課題解決のための活動を展開します。 ➢ 環境保全活動を積極的に実施し、参加します。 ➢ 環境保全活動の輪を広げます。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ まちづくり推進のため地域での環境事業を促進します。公益的な活動中に万が一事故が起こった場合は市民公益活動補償制度*を活用し、今後も市民が安心して活動できる環境を維持するよう努めます。 ➢ 地域、個人、環境保全団体等が実施する環境活動に対し、物品の貸し出しなど必要な支援を行うとともに、環境行事等への積極的な参加を呼び掛けます。 ➢ 市民、環境保全団体等による環境活動の情報を集約し、広報します。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	地域づくり組織で行う環境に関わる事業を行った回数<年>	回	90	94	125

②事業者による活動の推進		1-1-1-2								
関連するSDGs 目標	  									
現状と課題	<p>・環境問題に対応し、持続可能な発展をしていくためには、社会経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていかなければなりません。そのためには、幅広い組織や事業者が、規制に従うだけでなく、その活動全体にわたって自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めなければなりません。また、地域社会の一員として、地域における環境教育や環境保全活動への積極的な参加、情報発信、人材等の提供、地域や学校に対する支援や協力などが求められています。</p> <p>・事業者の環境問題への取組の一つとして、環境マネジメントシステム[*]の導入が挙げられますが、導入及び導入後の維持のための経費が原因で導入や更新を見送るケースがあります。事業者が費用や労力面で無理なく取り組めるようにすることが課題となっています。</p>									
具体的な施策項目	<table border="1"> <tr> <td>■ 環境マネジメントシステムの導入促進</td> <td>商工経済室／環境対策室</td> </tr> <tr> <td>■ 環境に配慮した事業活動の実践</td> <td>商工経済室／環境対策室</td> </tr> <tr> <td>■ 事業所周辺の美化活動の推進</td> <td>商工経済室／環境対策室</td> </tr> </table>				■ 環境マネジメントシステムの導入促進	商工経済室／環境対策室	■ 環境に配慮した事業活動の実践	商工経済室／環境対策室	■ 事業所周辺の美化活動の推進	商工経済室／環境対策室
■ 環境マネジメントシステムの導入促進	商工経済室／環境対策室									
■ 環境に配慮した事業活動の実践	商工経済室／環境対策室									
■ 事業所周辺の美化活動の推進	商工経済室／環境対策室									
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境マネジメントシステムの導入に積極的に取り組みます。 ➢ 事業活動のあらゆる場面において、環境に配慮した事業を展開します。 ➢ 従業員一人ひとりが環境にやさしい事業活動を心掛けます。 ➢ CSR[*]活動として環境教育や環境保全活動を企画し、参加を呼び掛けるなど、地域や学校に対し支援・協力します。 ➢ 地域等他の主体が実施する環境活動に参加・協力します。 ➢ 環境に配慮した製品等について、情報提供します。 ➢ SDGs（特にゴール9：産業と技術革新の基礎を作ろう）を考慮した事業活動を行います。 									
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境マネジメントシステムの必要性を広報し、事業所の規模に応じた環境マネジメントシステムを紹介します。 ➢ 環境に配慮した事業活動について、先進的な実践事例等の広報を行います。 ➢ 環境法令による排出基準の遵守や廃棄物の減量等、啓発・指導を行います。 ➢ 環境行事への積極的な参加を呼び掛けるとともに、美化活動の実践事例をホームページ等で広報し、活動の促進を図ります。 									
具体的な指標		単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)					
環境マネジメントシステム（M-EMS [*] 、ISO14001 [*] ）、三重県SDGs登録制度導入事業所数<延べ>		件	18	25	30					
地域等他の主体が実施する環境活動への事業者の参加件数<年>		件	14	-	19					




◆ 施策の基本的方向2 【環境教育】
学んで知って実践する快適環境づくり

(1) 環境教育・環境学習の充実

環境保全や快適環境づくりを進めるためには、市民・事業者・行政が、家庭・学校・地域・職場などのそれぞれの場において、環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解する必要があります。そして、自主的かつ意欲的な環境活動に取り組み、その活動の輪を広げるとともに、次の施策に取り組みます。

①学校での環境教育の推進

1-2-1-1

関連するSDGs 目標	  				
現状と課題	<p>・学校は、家庭とともに、子どもたちの発達段階に応じた社会生活の基礎を身に付けるうえで重要な役割を担っています。子どもたちが、暮らしと環境の関わりについて理解し、環境に配慮できる心と行動を身につける環境教育が求められています。</p> <p>・各小中学校においては、環境教育に係る年間計画を作成し、様々な教科・領域、行事において環境学習に取り組んでいます。今後も、環境学習プログラムを見直し、学校教育活動全体を通じた環境学習の促進を図ることが課題であり、各校の取組の交流・NPO や環境団体との連携を深める必要があります。さらには、学校における環境関係資料や図書等の充実も欠かすことができません。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境学習の機会の充実 ■ 地域の自然とのふれあい等による身近な環境教育の推進 ■ ESD*の視点を取り入れた地球規模の環境学習の推進 ■ 地域と連携したふるさと学習の推進 ■ 出前トーク等による各小中学校への環境学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育室 学校教育室 学校教育室 学校教育室 環境対策室 			
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各学校において、環境学習プログラムを作成し、様々な教科・領域、行事において環境学習を位置付け取り組みます。 ➢ 各学校において、生活科、理科や総合的な学習の時間での学校付近の自然観察や生き物調査、河川の水質保全に関する学習活動や地域と連携したふるさと学習を推進します。 ➢ 各学校において、省エネルギーや地球環境保全の意識高揚のための学習を進めます。 ➢ 環境関係資料や図書の充実と活用促進を図ります。 ➢ 環境団体等による環境学習等の案内周知及び参加促進を図ります。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	環境団体やゲストティーチャー等による環境学習を 実践した小中学校の割合<年>	%	52.6	73.6	100
	出前トークなどによる小中学校への環境学習の実施 <年>	件	-	3件	10件

②各主体における環境教育の推進

1-2-1-2

関連するSDGs 目標					
現状と課題	<p>・持続可能な社会を築くためには、豊かな自然や快適な環境について関心を高め、環境問題の要因である社会経済の背景や仕組みを知り、環境に配慮した生活や事業活動を行うことが大切です。</p> <p>・地域や職場における環境教育はそれぞれ、働く環境、居住する環境を共有していることから、環境に対する共通の認識を持ち、共に行動しやすい土壌にあるため、効果的な環境教育を進めることができます。これらの場で、一人ひとりが環境問題に向き合い、学習したことを行動へつなげるとともに積極的に情報発信していく必要があります。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域での環境教育の推進 ■ 職場での環境教育の推進 	地域経営室 商工経済室			
市民・地域の役割	▶ 市民センター等で開催される環境講座や市民団体の実施する現地学習など、環境教育の機会に積極的に参加します。				
事業者の役割	▶ 従業員一人ひとりが環境問題に向き合います。 ▶ 自らの事業活動が環境問題に深く関わっていることを自覚し、従業員に対する環境教育を進めます。				
行政の役割	▶ 市民センター等において、自然とふれあえる現地学習や再生可能エネルギー [*] の活用、食糧の大切さなど、環境教育の推進に取り組みます。 ▶ 事業者向けの研修会や実践事例を広報し、活動の促進を図ります。 ▶ SDGsの各目標を達成に寄与するため、必要な講座の開設や情報発信などを行います。				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	地域づくり組織で行う環境に関わる事業を行った回数<年>	回	90	94	125
	出前トークなどによる環境学習の実施（小中学校以外）<年>	件	-	2件	10件

環境学習でのご意見

毎年小学4年生を対象とした環境学習を各小学校で開催しており、様々なご意見をいただいています。

- ・食品ロスのことを教えてくれたおかげで、給食を残さずに食べれています。中には隅のごはん粒もよそって食べている子もいました。これからも食品ロス削減のため、ご飯を残さずに食べます。
(すずらん台小学校 4年生)
- ・プラスチックごみが海洋生物に害をあたえていると知って、絶対に海にごみを捨てないようにしようと思いました。
(比奈知小学校 4年生)
- ・4Rを知らなかったから知れて嬉しかったです。「分ければ資源、混ぜればごみ」は絶対に忘れません。ごみを減らすには店のレジ袋を貰わないだけでごみが少なくなることを知りました。(梅が丘小学校 4年生)

③家庭での環境教育の推進

1-2-1-3

関連するSDGs 目標					
現状と課題	<p>・家庭は、地域社会の基本単位であり、家庭での日常生活が環境に対する意識に大きな影響を与える場であるため、環境教育・学習を進める上で最も重要な役割を担っています。子どもの頃から、日常生活の中でごみの分別やリサイクル活動等、環境への負荷の少ないライフスタイルを定着していくとともに、自然とのふれあいの経験や家族で環境イベント等へ参加、地域の環境に対する取組に参加することにより、環境にやさしい意識の醸成が必要です。</p> <p>・家庭において環境イベント等についての情報収集を行うことや、家庭と地域や様々な団体等とのつながりをつくるのが課題となっています。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 親子で参加できる環境講座の開催と参加促進 ■ 省エネ・省資源等家庭での取組の推進 ■ 家族ぐるみで参加できる環境保全・環境理解活動の機会の充実 ■ 地域環境についての学びあいのイベントなどの開催 	環境対策室 環境対策室 環境対策室 地域経営室／環境対策室			
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各団体等が開催する環境学習やイベントに積極的に参加します。 ➢ 環境に関する情報に関心を持ち、できることから実践します。 ➢ 日頃から家族や地域で身近な環境について話し合います。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ イベント等の機会を利用して、環境について学んだり自然とふれあいのできる講座などを企画し、参加を呼び掛けます。 ➢ 夏季・冬季の家庭でできる省エネ対策など、家庭生活で無理なくできるエコの取組について啓発します。 ➢ 地域・団体等で開催される環境行事についての情報収集に努め、積極的な参加を呼び掛けます。 				
具体的な指標		単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
地域づくり組織や市民公益活動団体等と協働で行う環境行事等への参加者数<年>		人	6,749	-	12,000

（2）人材育成等の充実

環境問題は身近なものから地球規模のものまで多岐にわたります。学校や地域等、それぞれの主体で環境学習等の活動の企画・指導等を担う人材を育成するため、次の施策に取り組めます。

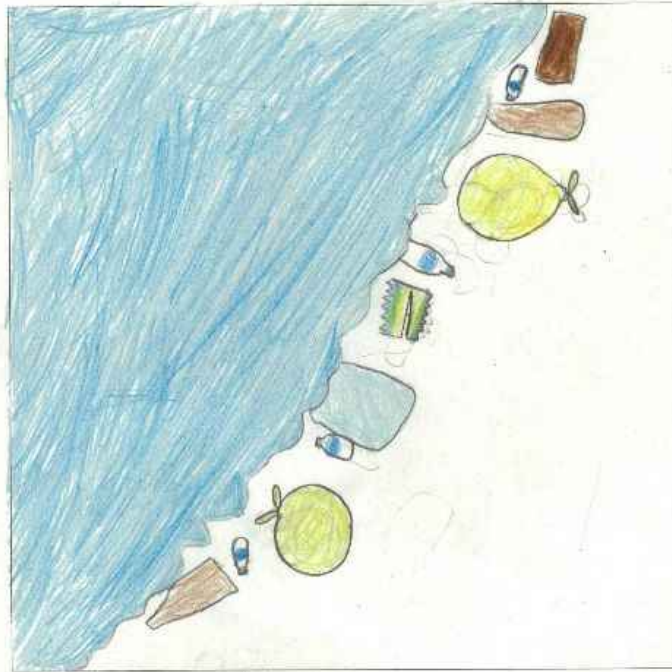


小学校への出前授業



小学4年生の環境学習で描いた絵

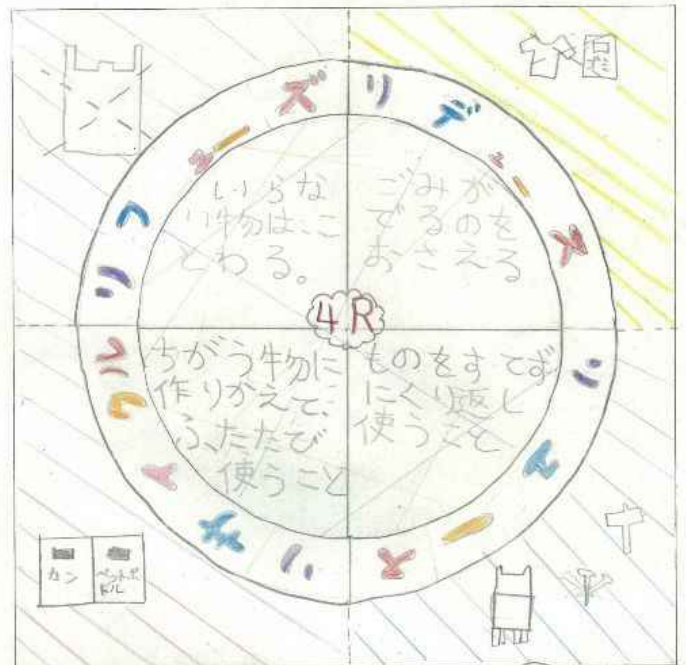
かんきょうにかんする絵



かんきょうにかんする絵




かんきょうにかんする絵



小学4年生の環境学習で描いた絵

①人材育成と情報発信の充実

1-2-2-1

関連するSDGs 目標					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域においては、豊かな活力ある地域社会を実現し、市民が安全で快適に暮らし続けていくため、地域をつくり育てるという市民自らの活動が重要です。地域課題は最も身近な地域で解決することを基本に、地域が自立して住民主体の地域づくり活動が活発に展開されるよう、地域づくりに対する支援制度の充実を図るとともに、より多くの地域で環境学習会等が企画・実施されるよう人材育成が必要です。 ・各小中学校においては、環境教育担当を位置付けていますが、今後更に担当を中心に教職員が環境教育に関する研鑽を積み、指導技能を高めていく必要があります。 ・事業所においては、率先して環境について学び行動する指導者を育成し、一人ひとりが理解を深め、事業所内にとどまらず家庭や地域においても環境活動を推進する必要があります。 ・環境に関する専門的な知識や技能を取得するための講座等について情報を発信するとともに、各主体の参加を促進する必要があります。 ・本市にゆかりのある各種専門家、環境に関心の深い市民から情報収集し、その情報を活用する必要があります。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域での指導者養成 ■ 学校での指導者養成 ■ 事業所での指導者養成 ■ 環境学習の拠点となる施設での情報収集と情報発信、環境講座の充実 	地域経営室 学校教育室 商工経済室 環境対策室			
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「名張ゆめづくり協働塾[※]」などに参加し、快適環境を創るための活動の必要性について理解を深めます。 ➢ 環境学習に関する情報を積極的に収集します。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 専門や経験を生かし、事業所内や地域などで環境教育の指導者として協力します。 ➢ 環境学習に関する情報を積極的に収集・発信します。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「名張ゆめづくり協働塾」を開催し、地域づくり活動を更に充実させるとともに、快適環境づくりを実践する人材育成を行います。 ➢ 教職員へ市や県が主催する環境教育研修講座の情報提供を行い、受講の促進を図ります。 ➢ 環境に関する資格制度である「環境社会検定試験（eco検定）[※]」への受験を促し、その合格者の創出に取り組みます。 ➢ 三重県環境学習情報センター等で開催される事業や講座の紹介を行います。 ➢ 学校・地域等の環境学習会へ市職員を派遣し、講習を行います。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	「名張ゆめづくり協働塾」への参加者数<年>	人	610	252	960
	市から学校・地域等へ環境学習会の講師として出向	回	8	6	20
	<回数及び受講者数<年>	人	353	258	900

環境目標2 生活環境の保全

美しい水、空気、土は、私たちの安心した生活環境を保つ根幹となるものです。良好な水質の確保や大気汚染、土壌汚染の防止を図り、生活に影響を及ぼす環境負荷の低減に努め、健康で安心した暮らしの基盤を確保しなければなりません。

また、騒音・振動、悪臭は、落ち着いた日常生活に不快感をもたらすものとなります。これらについては防止対策を講じ、安らぎのある快適環境づくりに取り組む必要があります。

◆ 施策の基本的方向1 【水・大気・土壌環境】

水と空気と大地がきれいな快適環境づくり

（1）水環境の保全

市内を流れる主要河川は、名張川、青蓮寺川、宇陀川が名張市街地の周辺で合流し、木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。また、中小河川は全て名張川、青蓮寺川、宇陀川に合流しています。

近年の河川水質については、BOD*[※]平均値で見ると生活排水処理施設の整備等により環境基準*[※]値内のきれいな状態になっており、地域や個人・団体等によるホタルの保護活動も進められるなど、ホタルを鑑賞できるところが増えてきました。

一方、名張地区を流れる築瀬水路は、農業用水路と生活排水路の両方の役割を果たしていることから、下流に近くなるほどBODと大腸菌群数は共に高い数値を示しています。

今後も水の汚れを防止するため、水質汚濁の主な要因である生活排水対策を進めるとともに、工場・事業場の排水対策、農薬や肥料の使用による汚濁物質の流出防止対策に取り組む必要があります。





人や水辺の生物がすみやすい良好な水質確保のため、次の施策に取り組みます。



新町橋から望む名張川

①安全な水の供給

2-1-1-1

関連するSDGs 目標	   				
現状と課題	<p>・水道水源である名張川の水質は、汚水衛生処理率の向上により、BODが低下し水質改善されています。一方、下水道などの排水処理施設における生物処理では分解されにくい、難分解性有機物の河川での増加に伴い、水道水において、トリハロメタン*のような消毒副生成物（有害物質）の増加する懸念が新たに生じています。生活排水などからの水道水への水質汚染等のリスク（危害）に対応するため、「名張市水安全計画」に沿った安全な水の供給を確実にするシステムづくりを実施しています。</p> <p>・安定した水道供給のために、老朽化施設の計画的な更新・改良を推進する必要があるため、水道施設の耐震化等災害に強い水道施設の整備、特に老朽管の耐震適合理化が求められています。</p> <p>・貴重な水資源を効率的に利用して安定した供給を行うことができるよう、管路破損事故等を未然に防ぐ漏水防止対策など、適正な維持管理が必要です。</p> <p>・災害時の市民への飲料水の供給を確保するため、危機管理体制の強化・充実が求められています。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水道水の安定供給の確保 ■ 安全で良質な水の供給 ■ 水道水源保全についての啓発 		水道工務室／浄水室 浄水室 浄水室		
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水道水源の汚染源である生活排水に係る汚濁量を削減するため、県及び市が実施する生活排水対策に協力します。 ➢ 地域住民と行政が緊密に連携し、各家庭等において、汚濁量を削減する実践活動を推進します。 ➢ 老朽管更新工事を理解し、工事中の交通障害などに協力します。 ➢ 災害時の飲料水の備蓄に努めます。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他水道水源に影響を与える汚染物質については、適正な排水処理を実施します。 ➢ 水道水源汚染物質の流出事故発生時には、速やかに関係機関に通報します。 ➢ 老朽管更新工事を理解し、工事中の断水や交通障害などに協力します。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全で安定した水道水を供給するため、老朽化施設・老朽管の更新・改良を進めるとともに、耐震性の向上を図るなど、災害に強い水道施設を整備します。 ➢ 総トリハロメタンの検査を高い頻度で実施し、その結果を適切に浄水処理に反映させます。また、総トリハロメタンの濃度水質基準比の低減を図ることにより、他の消毒副生成物、農薬、有害な微量有機物質についても除去・低減が可能となり、より高いレベルでの安全で良質な水道水の供給につながります。 ➢ 水道に対する理解と関心を深めてもらうため、施設見学等の機会を利用し、水道水源保全への意識の向上を図ります。 				
具体的な指標		単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
総トリハロメタン濃度水質基準比		%	40	26	30 以下
基幹管路における耐震管の延長		m	9,015	9,645	10,900


②排水対策

2-1-1-2

関連するSDGs 目標	   				
現状と課題	<p>・名張川及びその流域における水質汚濁の主な原因の一つとして、生活排水や事業場等の排水が考えられます。名張川の水質保全という視点から、下水道整備などの生活排水対策の充実を図る必要があります。</p> <p>・事業所で発生した排水の事故は水質に大きな影響を及ぼすため、細心の注意を払わなければなりません。事業者においては、法令に定められた規制基準を守ることはもとより、水質保全に関して積極的に地域社会に貢献することが要請されています。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活排水対策 ■ 生活排水対策の啓発 ■ 工場・事業場排水対策 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道建設室／経営総務室 下水道維持室 環境対策室 			
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公共下水道などの整備が完了次第、すみやかに下水道への接続工事を行います。 ➢ 水質汚濁の防止、公衆衛生の向上に対する認識を深めます。 ➢ 浄化槽の適正管理を行います。 ➢ 一流路、上流下流相互互恵で一体であることの理解を深めます。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 定期的に事業所からの排水の水質調査を実施し、その結果を行政へ報告します。 ➢ 事業所内での排水の管理体制を整えます。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業の推進を引き続き行います。 ➢ 下水道整備に伴い、「水洗便所等改造資金・補助金制度」、「水洗便所等改造資金・融資利子助成制度」により、トイレの水洗化を促進します。 ➢ 下水道法等による処理区域に属さない地域においては、「浄化槽設置整備事業補助金」の制度により、水質汚濁の防止に努めます。 ➢ 次世代を担う子供たちに向けて、下水道に対する理解と関心を深めてもらうため、小学生などを対象とした施設見学会を実施します。施設見学では、家庭で使用した水が公共用水域にどのような影響を及ぼすかわかりやすく伝えることにより、生活排水対策への意識の向上を図ります。 ➢ 事業所から提出される排水の水質結果を確認します。 ➢ 工業団地内の排水の水質を定期的に検査します。 				
具体的な指標		単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
生活排水処理施設の整備率		%	95.8	99.2	99.3
シャックリ川町田橋付近のBODの年間平均値		mg/l	4.4	1.7	2.0
名張川家野橋におけるBODの年間平均値		mg/l	1.0	0.8	1.0

③農薬・肥料対策

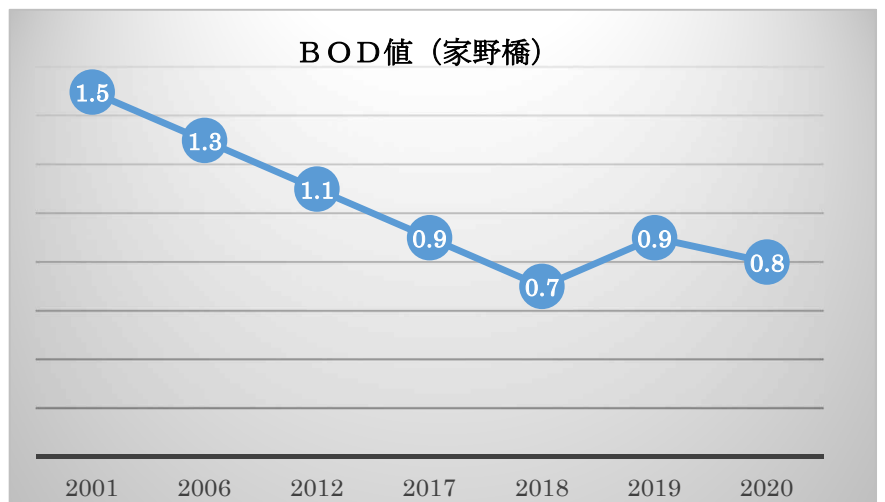
2-1-1-3

関連するSDGs 目標					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬や肥料については、その使用方法を誤ると人の健康に影響を与えることも予想されます。農薬は、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づき、適正な取扱いにより使用しなければなりません。 ・市内には、4か所のゴルフ場があり、農薬の使用についてはそれぞれが細心の注意を払っています。農薬や肥料はゴルフ場に限らず、農地のほか一般家庭においても使用されており、散布場所・時間、強風による飛散防止対策が求められます。 ・また、使用後の農薬の容器、残液等の処理についても適切な対応が必要です。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農薬・肥料の使用等、管理の適正化指導 ■ ゴルフ場の安全管理と監視体制の強化 		農林資源室 環境対策室		
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 有機質肥料を活用します。 ➢ 農薬や肥料は、ラベル等に記載された用量、用法を厳守し使用します。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 有機質肥料を活用します。 ➢ 農薬や肥料は、ラベル等に記載された用量、用法を厳守し使用します。 ➢ 農薬の漏出、事故等があった場合は、速やかに対応し行政へ報告します。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農薬や肥料の使用について、ラベル等に記載された用量、用法を厳守するよう指導に努めます。 ➢ ゴルフ場から定期的に報告される農薬の使用に対して、チェック体制を強化します。 				
具体的な指標		単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
三重県農薬管理指導士※の数<年>		人	55	47	65

改善の進む名張川の水質






名張市では、公共下水道や農業集落排水、下水道計画地域以外についてもコミュニティプラントや合併浄化槽の整備などによる生活排水対策に取り組んできました。

これにより、名張川の水質改善が進み、環境省が定める生活環境保全に関する環境基準（河川）の分類において、最も水質が良いとされる項目累計（AA）の基準である生物化学的酸素要求量BOD1 mg/l未満を達成しています。



④水質の監視・保全

2-1-1-4

関連するSDGs 目標	    				
現状と課題	<p>・名張川とその支流は、赤目滝など恵まれた湧水を源流としています。生活排水が流れ込むことにより汚濁されますが、可能な限りきれいな水の状態の下流へ引き継がなければなりません。河川水質の状況を把握し、将来を予測して施策を展開するために水質の監視とともに市民による積極的な水質・水量維持が必要です。</p> <p>・河川やため池などは自然の浄化機能を有しており、この浄化機能を十分に果たすためには水路等の清掃が必要です。名張地区をはじめいくつかの地域では、側溝や水路の清掃活動を地域において実施されており、行政は運搬車両や処分地の手配等を支援しています。市内全域の側溝や水路（小河川を含みます。）の管理については、地域団体などと連携しながら、より効率的な管理手法の導入について検討が必要となっています。</p> <p>・農業者の減少及び高齢化に伴い、水路等の保安全管理が十分でない地域が見受けられます。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水質監視測定の実施 ■ 河川パトロールの実施 ■ 河川・水路等の浄化対策の推進（しゅんせつ・清掃） ■ 河川敷のごみ処理対策、河川景観の向上 		<ul style="list-style-type: none"> 環境対策室 維持管理室／環境対策室 維持管理室／農林資源室 維持管理室／農林資源室 		
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日頃から河川の様子を観察し、異常発見時には関係機関へ通報します。 ➢ 地域のボランティア活動による側溝や水路（小河川を含みます。）の清掃及び浚渫を行います。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法令や環境保全協定[※]に基づき、排水について適正に管理します。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中小河川の水質調査を引き続き実施します。 ➢ 国・県の関係事務所との連携を図り、河川パトロールの情報交換を進めます。 ➢ 地域が実施する側溝や水路（小河川を含みます。）の清掃及びしゅんせつ活動に対して、運搬車両や処分地の手配等の支援をします。 ➢ 国・県の交付金や補助金の活用地区を拡大し、地域や農業者が行う水路の適正管理にかかる活動を支援します。 				
具体的な指標		単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
名張川家野橋における BOD の年間平均値		mg/l	1.0	0.8	1.0
地域団体やボランティア団体等が、側溝や水路（小河川含む）に係る清掃活動に取り組む件数<年>		件	44	47	55
名張川などへの簡易水質測定（基準値外件数）<年>		件	—	0	0

平成の名水百選に選ばれた赤目四十八滝

室生赤目青山国定公園の伊賀と大和の境を流れる滝川の上流に、原生林の山肌を縫うように数々の滝が連なる赤目四十八滝。


市民の癒しの場となっているのはもちろんのこと、大阪や名古屋からのアクセスも良く山紫水明の自然に出会える景勝地として有名。平成の名水百選に選出されています。

(2) 大気環境の保全

空気は、生物が生存し安心・安全に暮らす基礎であり、さらに、気温を調節し、宇宙からの放射線を遮るなど重要な役割を果たしています。本市の大気環境は良好な状態を保っており、今後も、市民の健康を保護し生活環境を保全するため、大気汚染を防止し、常にきれいな大気の下で暮らせるよう、次の施策に取り組みます。

①工場・事業場排出対策

2-1-2-1


関連するSDGs 目標					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う硫黄酸化物[※]や窒素酸化物[※]の大気への排出による大気汚染については、大気汚染防止法、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、排出規制を指導しています。 ・市内の工場・事業場には法令に基づく特定施設等が多数ありますが、日頃から各事業場において大気汚染の防止に努めており、良好な状態を保っています。今後も、有害物質を大気中に排出するおそれのある工場等に対しては、指導、監視体制を強化し、環境に及ぼす影響を調査するなどの対策が必要です。 ・また、事業者においては、法令に定められた規制基準を守ることはもとより、大気の保全に関して地域環境問題に配慮しつつ、積極的に地域社会に貢献することが求められています。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係法令に基づいた指導の徹底 ■ 有害物質対策 		環境対策室 環境対策室		
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法令に基づく特定施設等の届出を行い、排出基準を遵守します。 ➢ 有害物質の飛散防止等、適正に管理します。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者からの施設の届出内容に従い、適正な施設の使用について指導します。 ➢ 工場・事業場から提出される、ガスに含まれる有害物質の調査結果を確認し、必要に応じ指導します。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	工場、事業場への立入調査回数（三重県と合同）＜年＞	回	0	0	2



浮遊粉じん量調査の様子


②自動車等移動発生源対策

2-1-2-2

関連するSDGs 目標					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市域は山地に囲まれた盆地であり、移動の際は自動車への依存が高い現状です。自動車の排出ガスによる大気汚染を抑制するため、次世代自動車[※]の普及促進及びエコドライブ[※]を推進するとともに、公共交通機関の利用促進が課題となっています。 ・公用車においては、これまで電気自動車1台、ハイブリッド車6台を導入し、今後も公用車のリース満了に伴う車両の入替時は次世代自動車の導入を推進します。 ・市役所駐車場にEV充電スタンドを設置しました。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通機関における三密が心配されています。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次世代自動車の導入やエコドライブ等の啓発 ■ 公用車への次世代自動車の導入 ■ 公共交通機関の利用促進 ■ 在宅勤務の促進 			環境対策室 契約管財室 都市計画室 環境対策室	
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公共交通機関や自転車を利用し、自動車を使わない日をつくります。 ➢ 安全運転を心がけエコドライブを実践します。 ➢ 車の更新時は、次世代自動車の購入を検討します。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全運転を心がけエコドライブを実践します。 ➢ エコ通勤[※]に積極的に取り組みます。 ➢ 更新時等は、次世代自動車の導入に努めます。 ➢ 在宅勤務の推奨 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ イベントなどの機会を利用して、次世代自動車の啓発を行い普及促進を図ります。 ➢ 排気ガスによる大気汚染の防止及びCO₂排出量の削減のため、また安全運転にもつながるエコドライブを推進します。 ➢ 公用車の入替時には次世代自動車の導入を図るとともに、低燃費・低排出ガスを考慮した「超小型電動モビリティ[※]」の導入を検討します。 ➢ 市民の公共交通機関の利用ニーズを把握するための調査や協議を行い、誰もが利用しやすい地域公共交通の実現に努めます。 ➢ EV充電スタンドの普及を進めます。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	公用車への次世代自動車の導入台数<延べ>	台	7	7	10

③大気の監視

2-1-2-3

関連するSDGs目標					
現状と課題	<p>・大気汚染を未然に防止するためには、大気の状態を的確に把握することが重要です。三重県大気汚染緊急時対策実施要綱（光化学スモッグ※の部）に基づき、名張小学校敷地内で24時間大気の状態を監視を行っており、おおむね良好な状態が保たれています。光化学スモッグの発生や、PM2.5※濃度が高くなる等の異常があった場合、三重県から注意報の発令等があります。引き続き、監視を徹底する必要があります。</p> <p>・日常生活において、私たちが個々に排出する汚染物質はごくわずかですが、これが積み重なると大きなものとなります。一人ひとりが大気汚染についての理解を深め、生活においての実践が求められます。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 常時監視システム測定局の活用 ■ 大気環境保全についての啓発活動の推進 		環境対策室 環境対策室		
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 常時監視システム測定局のデータを活用し、大気の状態を監視に努めます。 ➢ 光化学スモッグの注意報やPM2.5※についての注意喚起情報が出された際の対応を周知します。 ➢ 大気汚染防止の観点から、省資源・省エネルギー、廃棄物の適正な処理、自動車の利用の抑制等について啓発します。 ➢ 事業所から環境保全協定等に基づき提出されるデータの確認を行い、必要に応じて聞き取りなどを行います。 				
具体的な指標		単位	現状値 (H25)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
光化学オキシダント※(O _x)の環境基準を超えた時間数と日数(昼間5～20時まで)		①時間	※5,429	5,440	5,400
		②時間	※504	402	407
①測定時間 ②基準超過時間 ③基準超過日数		③日	※89	67	72


※H26の実績値の数値が例年に比べ極めて低いため、H25実績値を基に目標値を設定しています。

(3) 土壌環境の保全

土壌は、植物等の生育基盤であるだけでなく、雨水の保持や地下浸透、水の蒸発などを通して空気や水を浄化する機能を持っています。一方、農薬の使用や有害物質の不法投棄により土壌汚染を引き起こします。土壌の汚染防止のため、次の施策に取り組みます。

①土壌汚染の未然防止と監視

2-1-3-1

関連するSDGs 目標					
現状と課題	<p>・本市は、豊かな緑に囲まれ、肥沃な土壌にも恵まれていますが、不法投棄による土壌汚染や工場・事業場から有害物質の漏出が発生したこともあり、下流の農地への影響が懸念されます。有害物質の漏出や、農薬の不適正な使用は、直接土壌を汚染する原因となります。他にも、大気汚染や水質汚濁により拡散、蓄積することによって発生することもあるため、大気や水質の保全対策と併せて施策に取り組む必要があります。</p> <p>・土壌汚染を未然に防止するためには、河川の底泥、農地や工業団地等の土壌の状況を把握し、適正な対応をしなければなりません。土壌調査については八幡工業団地の周辺4か所で年1回、河川底質の調査については名張川など4か所で年1回調査を実施しており、いずれも異常はみられません。今後も継続して調査を実施し、土壌の監視を行う必要があります。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有害物質を含む原材料、廃棄物の適正管理 ■ 農薬・肥料の使用による土壌汚染の未然防止 ■ 土壌の監視 		<ul style="list-style-type: none"> 環境対策室 農林資源室 環境対策室 		
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 有害物質を含む廃棄物を適正に処理します。 ➢ 有機質肥料を活用します。 ➢ 農薬や肥料は、ラベル等に記載された用量、用法を厳守し使用します。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 工場・事業場内での有害物質の取扱いに注意を払います。 ➢ 廃棄物の再資源化、無害化に努めます。 ➢ 有機質肥料を活用します。 ➢ 農薬や肥料は、ラベル等に記載された用量、用法を厳守し使用します。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 廃棄物の適正な処理についての啓発を行います。 ➢ 農薬や肥料の使用については、ラベル等に記載された用量、用法を厳守するよう指導に努めます。また土壌改良剤の利用や有機質肥料の活用を推進します。 ➢ 引き続き、土壌中に含まれる有害物質の量を測定します。 ➢ 名張川など主要河川の底泥中の有害物質の調査を行い、監視します。 ➢ 土壌汚染の原因となる事案が発生したときは、汚染状況や原因等を調査します。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	土壌における鉛含有量（八幡工業団地周辺）	mg/kg	52	34	52 以下
	三重県農薬管理指導士の数	人	55	47	65

※土壌汚染対策法における土地含有量基準としては150mg/kg以下であり、自然にも鉛は存在するため、現状値以下の数値を目標値と定めます。

◆ 施策の基本的方向2 【騒音・振動・悪臭・その他の生活環境】
落ち着いた暮らしのできる快適環境づくり

（1）騒音・振動の抑制


騒音・振動は、工場・事業場、道路交通、鉄道、建設現場といった様々な事業活動のほか、私たちの日常生活の場面で発生します。住居など私たちのくつろぎを求める場、あるいは学校や病院といった静寂な環境を求める場の近くで発生したとき、私たちに不快感をもたらします。これらを防止し落ち着いたまちを確保するため、次の施策に取り組みます。



名張市役所屋上より撮影




①騒音・振動発生源対策と監視

2-2-1-1

<p>関連するSDGs 目標</p>												
<p>現状と課題</p>	<p>・事業活動による騒音・振動の発生は、法令や環境保全協定等により概ね規制基準を満たしています。工場・事業場では、環境保全協定に基づき、自主的な測定を実施しており、引き続き、各工場・事業場と協力し、騒音・振動の発生の抑制に努めるとともに、事業者からの測定報告等により騒音・振動の監視を行う必要があります。</p> <p>・交通騒音については、市内主要道路（国道、県道、片側2車線以上の市道）で年1回、自動車騒音の面的評価*を実施しており、概ね環境基準を達成しています。</p> <p>・公共工事において、建築物解体・はつり等に伴う騒音・振動、車両通行時に発生する騒音・振動等は、機械等の進歩により軽減しているものの、周辺地域への影響は避けられないのが現状ですが、これらの騒音・振動は、周辺地域、住民の生活環境の保全と円滑な工事の施工を妨げることから、「騒音規制法」、「振動規制法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」及び「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を遵守し、発生をできる限り防止しなければなりません。騒音・振動の低減対策として、計画、設計、施工各段階において、低騒音・低振動の施工法や機械の選択、作業工程・作業時間帯の設定等を検討し、生活環境の保全を図る必要があります。</p>											
<p>具体的な施策項目</p>	<table border="0"> <tr> <td>■ 事業活動における騒音・振動対策の指導・啓発</td> <td>環境対策室</td> </tr> <tr> <td>■ 自動車等の騒音振動対策の推進</td> <td>環境対策室</td> </tr> <tr> <td>■ 公共工事に伴う騒音・振動の防止</td> <td>道路河川室／営繕住宅室／ 農林資源室／下水道建設室</td> </tr> <tr> <td>■ 騒音・振動の監視</td> <td>環境対策室</td> </tr> </table>				■ 事業活動における騒音・振動対策の指導・啓発	環境対策室	■ 自動車等の騒音振動対策の推進	環境対策室	■ 公共工事に伴う騒音・振動の防止	道路河川室／営繕住宅室／ 農林資源室／下水道建設室	■ 騒音・振動の監視	環境対策室
■ 事業活動における騒音・振動対策の指導・啓発	環境対策室											
■ 自動車等の騒音振動対策の推進	環境対策室											
■ 公共工事に伴う騒音・振動の防止	道路河川室／営繕住宅室／ 農林資源室／下水道建設室											
■ 騒音・振動の監視	環境対策室											
<p>市民・地域の役割</p>	<p>➢ バイク・自動車等は、法令に則した基準で整備します。</p>											
<p>事業者の役割</p>	<p>➢ 法令に定められた騒音・振動の規制基準を遵守します。</p> <p>➢ 低騒音・低振動の機械の選択等に努めます。</p>											
<p>行政の役割</p>	<p>➢ 事業所が提出する騒音・振動施設の届出についてチェックし、必要に応じて指導を行うとともに、事業活動における騒音・振動について相談があった場合は測定し、指導します。</p> <p>➢ 市内主要道路について、定期的に騒音（振動）を測定し、その結果によっては道路管理者に対して状態の改善を求めます。</p> <p>➢ 公共工事の請負者に対し、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、関連法令を遵守の上、施工計画及び工事实施の各段階において騒音振動対策を十分検討し、周辺地域の環境保全に努めるよう指導を行います。また、夜間工事における夜間騒音・交通騒音対策について、創意工夫により夜間作業日数の削減を図り環境保全に努めます。</p>											
<p>具体的な指標</p>		<p>単位</p>	<p>現状値 (H26)</p>	<p>中間値 (R2)</p>	<p>目標値 (R8)</p>							
<p>自動車騒音面的評価による評価結果の基準達成割合</p>		<p>%</p>	<p>98.9</p>	<p>91.3</p>	<p>100.0</p>							

②近隣騒音対策

2-2-1-2

関連するSDGs 目標	  				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケや拡声器等を使用して営業する場合は、法令等を遵守し近隣に配慮する必要があります。 ・農産物の鳥獣被害防止の目的として花火や爆音機が使用されています。農地と住宅地等が混在しているため、使用においては、農業者の地域住民や環境保全への自主的な配慮が必要となります。 ・市民の生活の中での騒音には、ペットの鳴き声、改造車の排気音、楽器の音といった多様な近隣騒音の相談があります。近隣騒音には法令による環境基準がなく、お互いが周囲に配慮することによる解決や、地域でのルールづくりが望まれます。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ カラオケ・爆音機等の騒音対策 ■ 近隣騒音の発生抑制についての啓発 	環境対策室／農林資源室 環境対策室			
市民・地域の役割	▶ 日常生活において発生する音が周囲へどのような影響を与えるか認識し、近隣に配慮します。				
事業者の役割	▶ 店舗の防音設備の充実、店舗外への音の漏出防止に努めます。				
行政の役割	▶ 飲食店からのカラオケ騒音等については、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき指導を行います。 ▶ 爆音機の使用に関して、農業者・地域住民に双方の配慮と理解を促すよう広報を行います。 ▶ 環境行事・展示会等で、近隣騒音の発生抑制について啓発を行います。				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	騒音、振動についての苦情・相談件数<年>	件	13	7	7




（2）悪臭の抑制

悪臭の公害は、極めて感覚的な要素があり、発生源周辺の地域に限定されるのが特徴です。その苦情は騒音や振動と共に多く、主なものは、工場、畜舎のほか浄化槽などの生活排水となっています。法令の規制に基づく発生源対策はもちろんですが、法令の基準以内であっても不快な臭いは残ることもあり、事業者と地域住民との円滑な話し合いによる解決が望まれます。

お互いの話し合いや地域でのルールづくりによる解決を基本としつつ、次の施策に取り組みます。

①悪臭の防止対策

2-2-2-1

関連するSDGs 目標	  				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭の発生源は、工場・事業場と日常生活とに大きく分けられ、法令で規制できるものはごくわずかです。工場・事業場からの発生については、悪臭防止法に基づき規制基準を遵守するよう、引き続き啓発が必要です。日常生活によって生じる悪臭は、住民同士の話し合いや理解、協力が必要となります。 県法定検査機関が実施している浄化槽法定検査の実施率が、約35%と低い状況にあり、啓発し実施率を高める必要があります。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> 発生源対策の指導強化 浄化槽の法定管理の徹底 	環境対策室 経営総務室			
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物は適正に処理します。 浄化槽の使用に際し、保守点検、法定検査の実施等、使用者（管理者）として適正に管理します。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 特定悪臭物質[※]の排出の際には、規制基準を厳守します。 浄化槽の設置、保守点検の機会を通じ、使用者に対し法定検査の実施義務についての啓発に協力します。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭防止法に基づく指導又は同法に準ずる指導をすることにより、生活環境の保全を目指します。 県法定検査機関が実施する浄化槽の法定検査について、市広報、ホームページ等を活用し啓発を行います。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	悪臭についての苦情、相談件数<年>	件	6	2	1

（3）その他の生活環境の保全

近年、ペットのフン害や鳴き声、空地・空家の適正管理、野焼き、ポイ捨て、不法投棄など身近な生活環境に対する相談が多く寄せられます。

本市は、1998（平成10）年に、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保するため、空き缶及び吸殻等の投棄を防止することを目的とした「名張市まちをきれいにする条例」を制定し、散乱ごみ対策に取り組んでいます。

また、地域差はありますが住宅団地内に空地が数多く残り、雑草繁茂により付近住民の生活環境を損ねる原因となっており、1987（昭和62）年制定の「名張市あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、所有者に空地の適正管理についての指導に取り組んでいます。

さらに、近年の人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、市内全域に増加している空家については、付近住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、2012（平成24）年に「名張市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、所有者へ適正管理について指導し、安全な市民生活の確保や、地域活性化等の観点から空家等の有効活用を図るなど、地域の実情に応じた施策を展開してきました。

このような中、2015（平成27）年に国が「空家等対策の推進に関する特別措置法」を完全施行したことを契機に、新たに「名張市空家等対策の推進に関する条例」を制定するとともに、「名張市空家等対策計画」を策定しました。今後、空家等の活用促進に向けて必要な施策を講じるとともに、危険な空家等の除却等を推進し、あわせて、市民の生命や財産の保護と生活環境の保全を図ります。




また、太陽光発電設備を設置することにより、周囲の自然環境や生活環境が損なわれることを防ぐため、事前の協議や設備の適正な点検及び管理、また、発電事業の終了後の設備の撤去等を定めた「名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例」を2020（令和2）年4月に施行しました。

このような法令等の対応はもちろんですが、生活上のマナーやモラルの向上による解決も重要となっています。

快適な生活環境の保全のため、次の施策に取り組めます。


①身近な生活環境の保全

2-2-3-1

<p>関連するSDGs 目標</p>	  				
<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活環境での問題は多様化しており、中でもペットの飼い方や空地の雑草、空家の不適正管理は、市民、地域にとっても重要な問題です。 ・散歩中のフンの放置や鳴き声、臭いなど、ペットに関する相談や苦情が増えています。飼い主は、最後まで愛情と責任を持ち、モラルの意識を高める必要があります。 ・本市には、住宅造成事業等により造成された住宅地に空地が数多くあります。所有者へは年2回の雑草除去を促していますが、空地の雑草繁茂についての苦情が多数寄せられます。引き続き、「名張市あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき適正管理の指導を行い、清潔で安全な環境の保全を図る必要があります。 ・近年の少子高齢化や人口減少の影響等で大型住宅団地をはじめ、市内各地で空家が目立ってきています。所有者へ適正な管理の指導に努めていますが、中古住宅として流通されず管理不全の状態では放置されればいずれは老朽化し、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすため、利活用を促進するとともに、すでに老朽化状態となった物件については解体撤去を促す必要があります。 ・野外焼却の苦情も寄せられています。野焼きは、悪臭、煙害、健康被害等周辺へ迷惑が掛かるだけでなく、常に火災の危険が伴います。廃棄物の適正な処理と合わせた啓発と指導が求められます。 				
<p>具体的な施策項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ペットの飼い方の啓発 ■ 住宅地内の空地の雑草対策の推進 ■ 空家対策の推進 ■ 野焼きの抑制 	<p>環境対策室</p> <p>環境対策室</p> <p>営繕住宅室／環境対策室</p> <p>環境対策室</p>			
<p>市民・地域の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ペットの特性・性格を理解するとともに、フンを回収するなど適正に飼養します。 ➢ 空地の所有者は、空地が不良な状態にならないように常に適正に管理します。 ➢ 住宅所有者は、空家とならないよう努めるとともに、不動産業者に相談するなどして地域に迷惑が掛からないよう適正に管理します。 ➢ 廃棄物は適正に処理します。 				
<p>事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅所有者からの相談に親切に対応し、空家とならないよう売却も含めたアドバイスをします。 ➢ 廃棄物は適正に処理します。 				
<p>行政の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 犬、猫の飼い方について相談があった時は、飼い主等へ状況に応じた指導を行います。 ➢ 動物愛護週間等に合わせて啓発を行います。 ➢ 空地、空家の所有者へ適正管理について啓発及び指導を行います。 ➢ 今後も増え続ける空家の有効活用に向け、中古住宅の流通等促進に取り組みます。 ➢ 広報等で廃棄物の適正な処理を促すとともに、野焼きは法令で原則禁止されていることを周知します。 				
<p>具体的な指標</p>		<p>単位</p>	<p>現状値 (H26)</p>	<p>中間値 (R2)</p>	<p>目標値 (R8)</p>
<p>広報等による生活環境保全に関する啓発の回数<年></p>		<p>回</p>	<p>4</p>	<p>10</p>	<p>15</p>

②環境美化行動の推進

2-2-3-2

関連するSDGs 目標					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法により『環境月間』と定められている6月を中心に、市内各地で環境美化行動が実施されており、また、年間を通して定期的に環境美化行動を実施している地域や団体もあります。 ・清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保するため、更なる環境美化意識の啓発が必要です。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境美化の促進 ■ 環境美化意識の向上 	環境対策室 環境対策室			
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境美化行動に積極的に参加します。 ➢ ポイ捨てをしない、させない気持ちを共通意識として持ちます。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域や団体等が開催する環境美化行動に参加・協力します。 ➢ ポイ捨てをしない、させない気持ちを共通意識として持ちます。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 『ごみゼロの日*』や環境月間に合わせて実施する『名張クリーン大作戦』等の機会を活用して、環境美化に対する意識の啓発を図るとともに、各地区、団体へ美化行動への参加や実施を促進します。 ➢ 各地区・団体での美化行動に対し、必要な物品の貸出しを行います。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	清掃活動や自然保護活動により、名張市の環境が良くなっていると感じる市民の割合	%	66.2	69.5	75.0

多くの市民が参加する名張クリーン大作戦

毎年、6月（環境月間）の第一日曜日に実施している名張クリーン大作戦。平成16年に市民の呼び掛けで始まった市内一斉の美化活動です。

コロナ禍前の令和元年度には、4,999人の参加があり、三重県内で実施される同様のイベントの中で最も大規模なものとなっています（三重県クリーンアップ大作戦：令和元年度参加者総数30,105人）。

これまで延べ6万4千人の市民が参加する名張の一大美化活動として定着しています。



名張クリーン大作戦（新町）

共通項目＜水・大気・土壌・騒音・振動・悪臭＞（工場・事業場）		2-0-0-0			
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、蔵持、三ツ池、八幡、滝之原の工業団地を中心に、中小の工場・事業場が多数操業しています。大規模な工場の新設・増設には公害事前審査*等により、周辺への影響を確認することができますが、小規模なものについては把握できない場合があります。また、環境保全協定書の多くが締結から長年経過していることから、現在の事業内容と合わないケースもあり、改善が必要となっています。 ・事業活動から発生する環境負荷に対しては、法の規制はもとより、環境保全のための事業所の自主的な活動も求められています。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工場等の新增設に対する事前審査等の充実 ■ 環境保全協定の締結指導 	商工経済室／環境対策室			
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法規制を遵守するほか、環境保全のための自主的な取組を行います。 ➢ 事業内容や施設に変更があるときは、法令に基づき届け出ます。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 工場・事業場が新增設を行う場合、三重県公害事前審査会条例に基づき、新增設に伴う公害の防止に関する技術的事項について審査会へ諮り、その結果に応じて工場・事業場へ指導を行います。また、工場立地法の届出の受理に当たって適切な指導を行います。 ➢ 環境保全協定について、工場・事業場の現在の事業内容に合った協定内容に更新するとともに、排出基準等の法令改正がある場合は、協定の変更を行います。また、工場立地法の届出の受理等の機会を通して、企業に対して環境保全協定の締結について指導を行います。 ➢ 環境保全協定に基づき提出される各種環境関連データを基に事業所に対して必要な助言などを行います。 				
具体的な指標		単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
環境保全協定の締結事業所数＜延べ＞		件	41	41	45

環境目標3 自然との共生

本市は豊かな山々に囲まれ、名張川と多くの支流が市民生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。中心市街地の周辺には農山村地帯が広がり、赤目四十八滝や香落溪など自然豊かな景勝地にも恵まれています。私たちは、このような恵まれた自然環境の下で暮らしていますが、こうした自然環境は、社会的、経済的な要因による影響を受けやすく、一度壊されるとその回復にかなりの時間が掛かることを学んできました。

自然環境の中で生息・生育している多様な動植物や、すばらしい自然景観を復元、保全し、向上させて次世代へ引き継いでいかなければならないとともに、私たちが身近な自然とふれあうことができる快適環境づくりを進め、人と自然が共生する社会づくりに努めます。

◆ 施策の基本的方向1 【自然共生】

自然と人とのやさしいふれあいのできる快適環境づくり

(1) 自然環境の保全

市域の自然景観は、山間部及び溪谷部、平野、丘陵地の三つに分けることができます。山間部及び溪谷部は良好な自然環境に恵まれ、平野部から丘陵地にかけては開発により森林や農地が減少し、住宅地が広がっています。市街地の周辺に広がる水田等の田園緑地は、背後の山並みと調和し、のどかな田園風景を醸し出しています。しかし、都市化の進展、高齢化や担い手不足により耕作放棄地*や施業が行われていない森林が増加しています。






自然環境を良好に保全するため、次の施策に取り組みます。



香落橋から望む青蓮寺川

①農地の保全

3-1-1-1

関連するSDGs目標	    				
現状と課題	<p>・農地は農業生産の基盤であると同時に、自然環境の保全・形成、災害の防止、水源かん養機能を果たしています。また、市民が身近に自然に触れ、憩いや安らぎを感じることができるとともに、美しい農村の景観を保全する重要な要素となっており、農地の適正管理は不可欠なものとなっています。地元農産物の消費拡大、地産地消を促進するなど、農業者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加を防ぐ必要があります。地産地消は、「農地の保全」や「食の安全・安心」はもとより、輸送に伴うCO₂の排出量が削減され「環境負荷の低減」にもつながります。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境保全型農業*の推進 ■ 地産地消の促進 ■ 担い手の育成 ■ 鳥獣害対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 農林資源室 農林資源室 農林資源室 農林資源室 			
市民・地域の役割	<p>➢ 集落営農組織や人・農地プラン*等の取組により、地域農業の新たな担い手として経営発展を目指します。</p>				
事業者の役割	<p>➢ 農事組合法人等の農業生産法人により、農地の集約化を図り効率的な農業経営に取り組みます。</p>				
行政の役割	<p>➢ 認定農業者*・新規就農者の育成・支援により、多彩な担い手の確保に努めるとともに、農業所得と生産量の向上を図ります。</p> <p>➢ 環境保全型農業の普及・推進を行い、付加価値の高い環境ブランド農産物の生産を進めます。</p> <p>➢ 有機農業環境保全の効果の高い営農活動を行う農業者に対して、支援に努めます。</p> <p>➢ 農産物の品質の向上と更なるブランド化を図ります。</p> <p>➢ 青空市や直売所、直売イベント等の周知・啓発に努めます。</p> <p>➢ 「宇陀・名張地域鳥獣害防止広域対策協議会」と連携し、県境を越えて、有害鳥獣の捕獲・防除・追い払いに取り組みます。</p>				
具体的な指標		単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
認定農業者数<年>		人	51	39	74
名張市の農産物（米・果樹・野菜等）の消費量や知名度が高まっていると感じる市民の割合		%	36.0	43.8	50.0








田園風景（夏見）



田園風景（新田）

②森林・里山の保全

3-1-1-2

関連するSDGs 目標	    				
現状と課題	<p>・森林は、自然環境において様々な役割を果たしています。大気中のCO₂の吸収源、多種多様な生きものの生息地であるほか、災害の防止、水資源や土壌を保全する働きもあります。しかしながら、林業経営の悪化と後継者不足から、地域の森林は荒廃が進んでいます。また、周辺集落の山裾や竹林が荒廃すると野生鳥獣の隠れ場所となるため、農作物被害につながります。</p> <p>・森林を公共財産ととらえ、間伐[*]など適正管理を行い保全することによって健全な森林を育成し、木材生産や自然環境保全など公益的機能を発揮する豊かな森づくりを図っていく必要があります。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林・里山の適正管理 ■ 森林・里山の保全に関する啓発 		農林資源室 農林資源室		
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 間伐に対する補助金等を活用し、森林や里山の適正管理に努めます。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県、市と連携し、森林の持つ公益的機能の保全を図ります。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林環境創造事業[*]、森と緑の県民税[*]、名張市間伐推進事業補助金等を活用し、森林や森林公園、里山の適正管理を支援します。 ➢ 森林の間伐や針広混交林化を推進し、生産林の育成と災害の防止など森林の持つ多面的機能の向上を図ります。 ➢ 間伐材の木質バイオマス燃料化や加工品の製造など、その利活用を推進します。 ➢ 多様な公益的機能を持つ森林・里山の重要性について、周知・啓発活動に取り組みます。 ➢ 木材の生産から加工流通までが一体となった体制整備を支援します。 ➢ 地元産木材住宅の建設や、公共施設への地元産材の活用などを推進します。 ➢ 林業に関する新しい情報、技術情報を提供し、多彩・多様な担い手の確保や育成に取り組めます。 ➢ 「はぐくみ工房あららぎ」を拠点として、山村・森林の持つ資源を活用した体験学習の機会を充実するなど、森林環境教育[*]を推進します。 				
具体的な指標		単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
下刈り [*] 、枝打ち、間伐等の森林施業 [*] 面積（環境林を除く）＜延べ＞		ha	404.7	499.4	705

（2）生物多様性の保全

地球には、多種多様な生きものが自然の中でつながりあって暮らしています。私たち人間も地球という大きな生態系*の一員であり、豊かな自然の恵みを享受して生きています。

しかし、開発などの人間活動、農地や森林などの荒廃、外来生物（魚類、哺乳類、昆虫、植物等）の侵入、持ち込みなどが生物多様性*に影響を与えています。生物多様性が失われると、人間の生存基盤が崩れる可能性があります。在来生物の保護とともに生物多様性を保全し、生態系から受ける恵みを次世代へ継承するため、次の施策に取り組みます。



天然記念物が生息するまち

赤目四十八滝には、国の特別天然記念物に指定されている世界最大級の両生類であるオオサンショウウオが生息しています。約3000万年前からその姿を大きく変えずに生きてきた生きた化石と呼ばれています。

名張市では、日本固有のオオサンショウウオを保護するため、チュウゴクオオサンショウウオとの交雑種を名張市郷土資料館の敷地内のプールで飼育し、来館者の方に見学していただいたり、専門家の研究にも役立ってたりしています。



ホタル（八幡）









ギフチョウ（薦原）



オオサンショウウオ（錦生）

①生態系の保全と希少生物・身近な在来生物の保護

3-1-2-1






関連するSDGs 目標	     				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の活動、森林・農地・里地里山の荒廃等により、野生動植物の生息・生育場所が減少しています。市域の野生動植物の現状を把握し、生息・生育環境の保全を図る必要があります。 ・本来生息・生育していない地域に、人為的に持ち込まれ飼育されていた外来生物が放され、また、逃げ出すことにより野生化し、さらには繁殖し、深刻な農業被害をもたらしています。動植物の生態系被害の防止や希少野生動物の保護のためにも、捕獲・処分等の防除が求められています。 ・平成20年度に市内でセアカゴケグモが発見されて以降、次第に生息範囲が広がり、現在では大半の住宅団地を中心に各地で発見されています。 ・ヒアリについては、市内での発見事例はありませんが、全国的に発見されており、引き続き注視していく必要があります。 ・各種事業を実施する際は、生息状況に配慮して事業を展開する必要があります。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生態系・生息状況の把握 ■ 動植物の生息環境の保全 ■ 外来生物の駆除 ■ 生息地に配慮した事業の推進 		<ul style="list-style-type: none"> 環境対策室 環境対策室 農林資源室／環境対策室 環境対策室 		
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自然観察会等へ積極的に参加するなど、生物多様性についての理解を深めます。 ➢ 野生植物を乱獲しないよう努めます。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自らの事業活動が、どのように生物多様性に影響を与えているか理解し、生物多様性に配慮した事業を実施します。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ NPO法人や専門家が行う生物の生育・生息状況の調査や県のレッドデータブック※の情報等を基に、希少生物の生息状況等を把握し、多様な主体と協働して生態系の保全や希少生物の保護に努めます。 ➢ 生物多様性とその保全の重要性について情報発信します。 ➢ 急激に生息数や生息地を拡大するニホンジカ等の採食や踏みつけによる自然生態系への影響を軽減します。 ➢ 「名張市アライグマ・ヌートリア防除実施計画」に基づき、適正に捕獲（駆除）を進めます。 ➢ 事業を実施する際は、生物多様性に配慮して実施します。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	名張市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づく捕獲従事者証発行件数<年>	件	103	196	150

（3）自然とのふれあい

私たちの暮らしは、多種多様な生きものが暮らしている自然の恩恵を受けて成り立っています。環境と自然は密接な関係にあり、自然とふれあい、自然を大切にするものの体験は、多様な自然環境を保全する意識が芽生え、また、再認識する機会となります。自然とのふれあいを確保するため、次の施策に取り組みます。

① 自然とのふれあい増進

3-1-3-1

関連するSDGs 目標	    				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう機会が日常生活の中で少なくなっています。毎年6月頃に開催される名張クリーン大作戦の中で国土交通省木津川上流河川事務所が開催する水生生物の調査や、市が開催する農業体験イベントなどに加え、更に自然に親しむ機会を多く創り出すことが必要です。 ・平成26年7月に国の認定を受けた名張市エコツーリズム*全体構想に基づき、構想の具現化を進める必要があります。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農林業体験・自然観察会等の機会の充実 ■ エコツーリズムの推進 		農林資源室／環境対策室 観光交流室		
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自然とのふれあいイベントに積極的に参加します。 ➢ 自然について学び、大切にします。 ➢ 家庭菜園等で土とふれあい、余暇を快適に過ごします。 ➢ 自然環境の保護に配慮しながら地域の自然観光資源とふれあい、地域の自然や文化などについて積極的に学びます。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自然観察会や農業体験行事等を開催し協力します。 ➢ 名張市エコツーリズム全体構想の考え方にに基づき、自然環境の保護に配慮しながら、エコツアーの充実に努めます。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水生生物調査、自然観察会等の開催情報を収集し、周知を図ります。 ➢ 「とれたて！なばり」を開催し、農家と都市住民との交流の場を創ります。 ➢ 市民が気軽に農に触れることができるよう、家族で参加できる農業体験イベント等を開催するとともに、各種農業体験イベント等の周知・啓発に努めます。 ➢ 園芸福祉*活動によってもたらされる幅広い効果・効能などその理念の普及を図ります。 ➢ エコツーリズム推進地域である「室生赤目青山国定公園」及び「赤目一志峡県立自然公園」の区域において、エコツーリズムを推進し、観光客及び住民が地域の自然観光資源とふれあう機会の充実に努めます。 ➢ “竹”をテーマに「環境」「社会」「経済」の持続可能な協働循環型社会の構築を目指す『なばり竹あかりSDGSプロジェクト』を推進します。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	エコツアー参加者数<年>	人	10,231	5,968	16,000

環境目標4 環境負荷の少ない社会の創造

地球温暖化が進むと、異常気象の発生、食糧生産量の低下、生態系の異変など深刻な影響が生じると予測されています。地球温暖化などの今日の地球環境問題は、私たちの暮らしや事業活動、社会経済活動に伴うものです。本市では、ごみゼロ社会を目指し市民・事業者・行政が協働してごみの減量と資源循環に取り組み、一定の成果を挙げてきましたが、資源循環型社会の構築を目指し取組を更に強化するとともに、一人ひとりが地球・地域市民として、自覚を持って温室効果ガス*の排出削減に向けたライフスタイルやビジネススタイルを確立し、低炭素社会*の構築を目指します。

◆ 施策の基本的方向1 【循環型社会】

資源を大切にし、ごみゼロ社会を目指す快適環境づくり

(1) ごみの減量化と資源化


1992（平成4）年10月から缶、ビン類の分別回収を始め、その後2000（平成12）年にごみの減量化・資源化に向けた行動計画として、「ごみゼロ社会を目指すアクションプログラム（当初はごみゼロ・リサイクル社会を目指すアクションプログラム）」を策定し、排出ごみの分別の細分化、家庭ごみの有料化、レジ袋の有料化、草木類の資源化等、ごみの減量化・資源化の促進に努めてきました。

今後、更に廃棄物の削減に努めるとともに、廃棄物系バイオマス*資源の再生・再利用や、現在焼却処分しているその他プラスチックの資源化について調査研究を進めるなど、真のごみゼロ社会を目指し、次の施策に取り組みます。



①ごみの減量化と資源化

4-1-1-1

関連するSDGs 目標					
現状と課題	<p>・平成20年度から実施した家庭ごみの有料化に伴い、燃やすごみ・燃やさないごみは大幅な減量化ができましたが、近年は現状維持となっています。今後は、各リサイクル法の改正に伴って生じる分別品目の追加などに適切に対応し、啓発活動も継続的に行う必要があります。</p> <p>・生ごみ・草木類のたい肥化、不用品交換などにより、ごみになる前に有効利用できるよう、リユース運動の展開が必要です。</p> <p>・排出時の異物混入を減少させることで資源化率を上昇させ、ごみの減量化を図る必要があります。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの減量化・資源化の促進 ■ 生ごみ・草木類資源化の促進 ■ マイバッグ持参運動等の推進 		伊賀南部環境衛生組合／環境対策室 環境対策室 環境対策室		
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家庭において4R*に取り組み、ごみを出さない工夫をします。 ➢ 地域においてごみ減量化をテーマとした研修会・情報交換会を開催するなど、地域の自主的・主体的な取組を推進します。 ➢ 使用可能な物や不用品等は安易にごみとせず、リサイクルショップやフリーマーケット等を活用するなどして再利用します。 ➢ 家庭から発生する生ごみ・草木類は、自家処理により堆肥化します。 ➢ 買い物の際、レジ袋や過剰包装等を自粛し、マイバッグ等を持参します。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ごみ減量化・資源化に積極的に取り組みます。 ➢ 包装紙・容器等の改善、リサイクルが容易な製品の製造、リサイクル製品の販売促進に努めます。 ➢ 詰め替え商品やリターナブル容器商品を積極的に販売します。 ➢ 過剰包装の解消、デポジット方式*の導入などを検討し、実施します。 ➢ 草木類については、民間事業者による堆肥化等の資源化に努めます。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 4Rの促進に努めます。 ➢ 環境学習会や施設見学会の実施により、ごみの減量化・資源化の普及啓発に努めます。 ➢ 各種メディアの活用や、直接、学校や地域等へ出向き環境学習や出前トーク等を行い、4R運動の促進に努めます。 ➢ 生ごみ減量化・食品ロス削減の推進に向けた啓発を行います。 ➢ 剪定枝粉碎車の利用数の拡大により、草木類資源化の促進に努めます。 ➢ レジ袋有料化の取組継続により、マイバッグ持参運動を推進します。 ➢ ごみ分別アプリを活用し、ごみの分別方法などの情報提供を行います。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	一人1日当たりのごみの排出量（※事業系含む）	g	731.1	739.6	720.0
	ごみの減量・分別・資源化を実施している市民の割合	%	93.6	94.5	95.0
	ごみ分別アプリのダウンロード件数（延べ）	件	—	9,411	13,000



ごみを出さない
繰り返し使う
ごみを資源として活かす



一人1日当たりの生活系ごみの排出量は、全国21番目の少なさ

平成20年の指定ごみ袋有料化以降、市民の皆様の協力により、ごみの減量化を実現し、平成25年度の指定ごみ袋の価格引き下げ後も大きくリバウンドすることなく、名張市の一人1日当たりの生活系ごみ排出量は503g（令和元年度 ※事業系ごみを除きます。）となっています。

これは、全国的に統計の出ている令和元年度の実績では、三重県下14市で最も少なく、全国792市では、21番目に少ない状況となっています。





再度、令和3年2月に指定ごみ袋の価格を引き下げたことや、コロナ禍による在宅時間の増加などにより、ごみ量が若干増加しているため、今後もごみ量の推移に注視していくとともに、適切な周知啓発を行ってまいります。

（2）ごみの適正な排出と処理

ごみは、収集から処理に至るまでのそれぞれの過程において環境に負荷が生じるため、極力負担を掛けないように努めなければなりません。さらに、無分別や不法投棄、野外焼却などによっても環境への負荷が高まります。ごみが適正に排出され処理されるよう、次の施策に取り組みます。

①ごみの適正な排出

4-1-2-1

<p>関連する SDGs 目標</p>	   	
<p>現 状 と 課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄や不適正排出が後を絶たない現状にあることから、今後も防止に向けた取組が必要です。 ・ 現在のごみ出しルールは、一定期間を経たことで浸透してきた傾向にありますが、ごみの分別等に不慣れな方へ継続的に啓発する必要があります。 ・ 可燃性ガスの混入物の排出や燃料の混入は、事故を招く恐れがあり、事故防止対策を講じる必要があります。 ・ 事業系ごみが家庭ごみステーションに排出されている状況が見受けられるため、事業者に対し正しいごみ処理方法についての啓発が必要です。 ・ イベント等において販売者による回収または購入者によるごみの持ち帰り運動を長年にわたり推進した結果、年々ごみの量は減少傾向ですが、引き続き啓発が必要です。 ・ ごみの分別ができにくい人、高齢などでごみを片付けられない人などが増加しており、ごみの分別や処理の支援を進める必要があります。 ・ 近年、外国人住民が増加傾向にあり、ごみの排出方法などについて質問が寄せられていることから、外国人住民に向けての啓発を強化していく必要があります。 ・ ライターやスプレー缶などの分別不徹底により、伊賀南部クリーンセンターにおいて令和元年7月に火災が発生し、施設への大きな被害が生じました。 	
<p>具体的 な 施策項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみ出しルールの徹底 ■ 不法投棄防止啓発活動の促進 ■ ごみの持ち帰り運動の推進 ■ ごみ処理支援 	<p>伊賀南部環境衛生組合／環境対策室 環境対策室 観光交流室／環境対策室 環境対策室</p>
<p>市民・地域 の 役 割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資源ごみを正しく分別し、地域などが行う集団回収や市が行う分別収集に協力します。 ➢ ごみ出しルールを徹底し、自分たちのまちをきれいにします。 ➢ イベントや公園使用時に発生したごみは、販売者に返却または自宅に持ち帰ります。 ➢ 地域で行う環境美化活動に積極的に参加します。 ➢ ごみ出しの困難な世帯に対し、親族や地域がサポートすることにより、衛生的な暮らしを維持します。 	
<p>事 業 者 の 役 割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者自らの処理原則に則り、廃棄物処理関連法令を遵守します。 ➢ 過剰包装の解消、デポジット方式の導入などを検討し、実施します。 ➢ 市や地域住民が行うごみの減量化等の活動に参加、協力します。 ➢ イベント等で提供した商品のごみは、自らの責任において回収します。 	

行政 の 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ごみの分別・排出方法、不法投棄禁止について、広報やメディアを活用した啓発のほか、研修会や学習会、出前トーク等現場へ出向いて啓発活動を行います。 ➤ 不適正排出者に対し、必要に応じ分別指導等を行います。 ➤ 回収できないごみや資源に対し、指摘シールを貼付し啓発を行います。 ➤ 不法投棄監視パトロールの継続や不法投棄防止用ビデオカメラの活用により、悪質なケースは関係機関と連携し、発生防止や指導・摘発に努めます。 ➤ イベントや公園使用時に発生したごみの持ち帰り運動を引き続き展開します。 ➤ 市や地域が行っている生活支援事業の活用のほか、高齢者や障害者世帯が安全で安心できるごみ出し支援の検討を進めます。 ➤ 外国人住民向けのごみ収集日程表や、ごみの分け方・出し方のチラシ等で積極的に啓発し、現場に赴きレクチャーや外国人住民向けの出前トークを実施していきます。 ➤ ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の普及啓発に努めます。
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
家電リサイクル法※対象家電不法投棄物処理台数<年>	台	58	57	40
不適正排出物の指摘件数（指摘シール貼付枚数より概算）（伊賀南部環境衛生組合管内）<年>	件	8,000	15,000	6,000
名張川納涼花火大会における一人あたりのごみの重量	g	5.7	—	4.6




ごみの分け方出し方勉強会
(外国人住民向け)



不法投棄防止看板の設置

②ごみの適正な処理

4-1-2-2

<p>関連するSDGs 目標</p>											
<p>現状と課題</p>	<p>・家庭や事業所から出されるごみは廃棄物処理関連法令を遵守するのはもちろんですが、環境に負荷をかけないように努めなければなりません。一般廃棄物処理基本計画[*]を基本として適正に処理することが必要です。</p> <p>・伊賀南部クリーンセンターでは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ及び資源をそれぞれ適正に処理しています。さらに、ごみ処理を行う過程での資源化の推進をしており、資源循環型社会へ寄与できるよう運転管理を行っています。</p> <p>・伊賀南部浄化センターでは、収集されたし尿や浄化槽汚泥がし尿処理施設[*]に搬入された後、放流水質が排水基準値以内であるよう適正に処理を行うとともに、施設で発生した脱水汚泥は施設内の焼却設備で減容化し、外部搬出して処理を行っています。施設の老朽化による処理効率の低下を最小限に抑える必要があります。</p> <p>・中央浄化センターでは、発生する汚泥等を有効利用し、環境負荷の低減に努めています。</p> <p>・富貴ヶ丘浄水場・大屋戸浄水場では、浄水処理の過程で発生する汚泥の量は合わせて年間約700tにのぼります。これらの汚泥を有効利用することにより、環境への負荷の低減を図っており、今後も継続していきます。</p>										
<p>具体的な施策項目</p>	<table border="0"> <tr> <td>■ 一般廃棄物処理業者への適正処理の指導</td> <td>環境対策室</td> </tr> <tr> <td>■ 不法投棄や違法焼却の行為者への適正処理の指導</td> <td>環境対策室</td> </tr> <tr> <td>■ 廃棄物処理施設の適正管理</td> <td>伊賀南部環境衛生組合</td> </tr> <tr> <td>■ 污水处理施設から発生する汚泥の適正処理</td> <td>下水道維持室／伊賀南部環境衛生組合</td> </tr> <tr> <td>■ 浄水処理施設から発生する汚泥の適正処理</td> <td>浄水室</td> </tr> </table>	■ 一般廃棄物処理業者への適正処理の指導	環境対策室	■ 不法投棄や違法焼却の行為者への適正処理の指導	環境対策室	■ 廃棄物処理施設の適正管理	伊賀南部環境衛生組合	■ 污水处理施設から発生する汚泥の適正処理	下水道維持室／伊賀南部環境衛生組合	■ 浄水処理施設から発生する汚泥の適正処理	浄水室
■ 一般廃棄物処理業者への適正処理の指導	環境対策室										
■ 不法投棄や違法焼却の行為者への適正処理の指導	環境対策室										
■ 廃棄物処理施設の適正管理	伊賀南部環境衛生組合										
■ 污水处理施設から発生する汚泥の適正処理	下水道維持室／伊賀南部環境衛生組合										
■ 浄水処理施設から発生する汚泥の適正処理	浄水室										
<p>市民・地域の役割</p>	<p>➢ ごみ出しルールを守り、適正に排出します。</p> <p>➢ ごみの不法投棄や野外焼却等を行わないようにします。</p>										
<p>事業者の役割</p>	<p>➢ 自らの責任で処理することとし、その際、廃棄物処理関連法令を遵守するだけでなく、環境に負荷を掛けない処理に努めます。</p> <p>➢ 一般廃棄物処理業者は廃棄物処理関連法令を遵守するとともに、市の施策に積極的に協力します。</p>										
<p>行政の役割</p>	<p>➢ 廃棄物処理関連法令に違反する処理業者等に対し、適正処理の指導を行います。</p> <p>➢ 不法投棄、違法焼却の行為者に対し、関係機関と連携した指導を行い、悪質なケースは摘発するなど、再発防止に努めます。</p> <p>➢ 伊賀南部環境衛生組合では、関係法令を遵守し安全かつ適正に収集業務を行うとともに、伊賀南部クリーンセンターにおいて市内で発生し収集された一般廃棄物を受け入れ、適正に処理を行います。</p> <p>➢ 伊賀南部浄化センターでは、市内で発生し、収集されたし尿や浄化槽汚泥を全量受け入れ、適正に処理を行います。</p> <p>➢ 中央浄化センターから発生する汚泥等は、民間の堆肥化施設において適正に処理を行います。</p> <p>➢ 富貴ヶ丘浄水場から発生する汚泥の全量は、再資源化処理業者との契約により埋立用土</p>										

	等に再利用を行います。 ➤ 大屋戸浄水場から発生する汚泥の全量は、園芸用培養土へ再利用を行います。			
具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
中央浄化センターの汚泥等の堆肥化率<年>	%	100	100	100
浄水発生汚泥の有効利用率<年>	%	100	100	100



伊賀南部クリーンセンター（奥鹿野）



小型家電、インクカートリッジ等 回収ボックス
(市役所庁舎内)

◆ 施策の基本的方向2 【低炭素社会】 望ましい地球環境を創造する快適環境づくり

（1）地球温暖化防止対策の推進

温室効果ガスは、太陽から届いた熱を逃がさず、地球上の生物が住みやすい気温に保つ働きがあります。一方、資源やエネルギーの消費により人間の豊かで便利な暮らしが進展し、温室効果ガスが増え、閉じ込められた熱が逃げなくなり地球がどんどん暖められます。この地球温暖化により、異常気象をはじめ様々な影響が見られるようになりました。

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）*の第5次評価報告書において、「地球温暖化は疑う余地がなく、20世紀半ば以降の温暖化の原因は人間活動の可能性が極めて高い」としており、世界規模の大きな問題となっています。また、2015年COP21においてパリ協定が採決され、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続する」ことが定められました。

そこで、国では、2050年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを表明しました。このため、脱炭素社会の実現を地域から先導していくため、これまで取り組んできた温室効果ガス対策や市民・団体などによる地球環境保全活動等のほか、市民・地域・事業者・行政の協働による積極的な省エネルギー活動の展開や、地域資源を活用したエネルギーの創出など、低炭素で省エネルギー型の都市への転換を図るとともに、温室効果ガスの吸収量を増やすため、計画的な土地利用の推進とともに緑空間の保全に努めていく必要があります。






私たち人間は地球上の生きものの一員としての自覚を持ち、次の施策に取り組みます。



電気自動車急速充電器（市役所駐車場内）





① 温室効果ガス対策

4-2-1-1

関連するSDGs 目標	    				
現状と課題	<p>・環境省と国立環境研究所発表の『2019年度の我が国の温室効果ガス排出量』によると、2019年度の温室効果ガスの総排出量は12億1,300万t（二酸化炭素（CO₂）換算）で前年度比2.7%減（2013年度比14.0%減、2005年度比12.2%減）でした。エネルギー消費量の減少や電力の低炭素化（再生可能エネルギーの導入拡大）に伴う電力由来のCO₂排出量の減少等が進んでいます。</p> <p>・省エネ型のライフスタイル・ビジネススタイルの普及促進、照明のLED*化をはじめとする省エネ型の機器や設備の普及促進、さらに、エネルギーマネジメントシステム*（HEMS、BEMS、FEMS等）の導入促進、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス*（ZEH）、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル*（ZEB）の導入促進を図る必要があります。</p> <p>・国際的な大きな問題ですが、オフィスや家庭での一人ひとりの地道な取組の積み重ねが、温室効果ガス削減への第一歩となります。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 省資源・省エネルギーの推進 ■ 次世代自動車の普及促進 ■ フロン*対策の推進 		<p>環境対策室</p> <p>環境対策室</p> <p>環境対策室</p>		
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地球温暖化についての理解を深め、ライフスタイルを見直します。 ➢ 電化製品を購入する際は、省エネ型の機器を選択します。 ➢ 照明や給湯器等を交換するときは、高効率な機器の導入を検討します。 ➢ 自家用車の買い替え時は、次世代自動車の購入を検討します。 ➢ エコドライブを実践します。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 照明や事務機器等の更新時は省エネ型機器を選択します。 ➢ クールチョイス*に取り組みます。 ➢ エコドライブを実践するとともに、自動車の更新時は次世代自動車を導入します。 ➢ エコな事業活動を展開します。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 率先して省エネに取り組むとともに、オフィスや家庭における省資源・省エネルギーの情報提供を行います。 ➢ 次世代自動車は、既存のガソリン車と比べCO₂の排出が少ないため、低炭素型交通まちづくり*の推進の一環として普及促進に努めます。 ➢ 法に基づくフロン排出抑制について、県と連携し啓発を行います。 				
具体的な指標		単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
日常生活で省資源・省エネルギーを心掛けている市民の割合		%	87.4	82.7	92.0

②市の事務事業から排出する温室効果ガス対策

4-2-1-2

関連する SDGs 目標	   			
現 状 と 課 題	<p>・市は、平成13年2月に ISO14001 を認証取得し、翌3月には『名張市地球温暖化対策実行計画』を策定し、市の事務事業から排出する温室効果ガスの削減に取り組んできました。達成状況については、第5次計画（平成30～令和4年度）の期間となり、令和元年度には、平成28年度の基準年度より温室効果ガスを9.9%削減するなど一定の成果が出ているため、引き続き実行計画に基づき取り組んでいます。</p> <p>また、平成19年4月には ISO14001 から市独自の環境マネジメントシステム（名張市 EMS）に切り替え、これをツールとして『名張市地球温暖化対策実行計画』の達成を目指しています。</p> <p>・市内小中学校に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、太陽光発電及び蓄電システムを導入しました。</p> <p>・節電をはじめとしたエコオフィス行動に職員一人ひとりが意識して取り組んできましたが、長年取り組んできたことにより下げ止まりの現状にあります。更なる温室効果ガス削減に向けては、これらの取組の継続が必要であるとともに、省エネ型機器の導入実現について検討しなければなりません。</p> <p>・照明機器に LED 等高効率照明を導入することは、エネルギー使用量の削減及び電気料金の削減につながり効果的ですが、初期投資費用が掛かることが大きなハードルとなっています。費用対効果から高効率照明導入の実現に向けて、最も効果的な手法を調査研究していく必要があります。</p>			
具体的な 施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 名張市地球温暖化対策実行計画の推進 ■ クールチョイスの推進と啓発 ■ エコ通勤の推進 ■ 省エネ型機器の導入 	環境対策室 環境対策室 環境対策室 契約管財室		
行 政 の 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 名張市 EMS に基づき職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践し、計画目標の達成を目指します。 ➤ 夏季・冬季の空調稼働によるエネルギー使用量削減のため、今後も引き続きクールチョイスを推進します。また、事業所や市民へ取組が広がるよう啓発を行います。 ➤ 毎年のエコ通勤の取組を更に推進しCO₂削減に努めます。 ➤ 庁舎への高効率照明の導入について、導入費用の削減の手法や LED をはじめ多種多様な照明機器の中から、最も効果的な機器を導入できるよう調査研究します。 			
具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
市の事務事業に係る CO ₂ 排出量<年>	t-CO ₂	12,789	11,781	10,000
エコ通勤による CO ₂ 削減量<年>	kg-CO ₂	411.74	848.80	2,000

（2）再生可能エネルギーの活用

2011（平成23）年に発生した東日本大震災以降、国では省エネの推進、再生可能エネルギーの導入、電力需給逼迫に対する節電の取組などが進められてきました。

2012（平成24）年7月には、再生可能エネルギー固定価格買取制度*が導入され、本市においても太陽光発電設備の導入が大幅に進みました。

再生可能エネルギーは、環境へ与える負荷が少ないエネルギーであり、できるだけ多くの再生可能エネルギーへの転換が求められています。

そのような中、本市では、恵まれた自然環境や豊かな歴史・文化、様々な地域資源の積極的な活用などにより、安心・安全で快適な生活環境、自然と共生する名張ならではの質の高い暮らしを創造するために、「人（市民・事業者・行政）」、「自然」、「エネルギー」の調和を図る「スマートシティ」を目指しています。

再生可能エネルギーの導入は、低炭素・省エネルギー型都市・循環型社会への転換とともに、スマートシティの効果的な推進の根幹となるものです。そこで、本市では、2014（平成26）年2月に再生可能エネルギーの導入及び普及・啓発を推進するため、本市の地域特性に応じたエネルギーの導入方針として、「スマートシティなばりエネルギーアクションプラン」を策定し、事業を推進しています。

恵まれた日照条件を生かした太陽光・太陽熱エネルギー、豊かな清流を生かした水力等、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入により自然と調和した低炭素社会の構築を目指し、次の施策に取り組みます。



名張市役所駐車場（太陽光パネル）



名張消防署（太陽光パネル）

①再生可能エネルギーの導入促進

4-2-2-1

関連するSDGs 目標					
現状と課題	<p>・固定価格買取制度の導入により、市内での太陽光発電設備の導入件数は増加しましたが、その他の再生可能エネルギーの普及は進んでいない状況であり、導入実現の可能性について調査・研究を進める必要があります。</p> <p>・ほとんど未利用のまま林地に残置されている間伐や主伐[*]によって伐採された木材を、経済効率性や国土保全の観点から、持続可能な利用を図る必要があります。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光・太陽熱利用の普及促進 ■ 小水力発電等の導入検討 ■ 地域の特性を活かしたエネルギー導入検討 ■ バイオマス資源の活用 		<ul style="list-style-type: none"> 環境対策室 環境対策室 環境対策室 農林資源室 		
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 再生可能エネルギーについて理解を深めます。 ➢ 自然との調和に配慮しつつ太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーの導入に努めます。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所への再生可能エネルギーの導入に努めます。 ➢ 地域の特性を活かした再生可能エネルギー利用可能性についての調査・研究に協力します。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 再生可能エネルギー導入についての普及促進を行います。 ➢ 自然との調和に配慮しつつ太陽光発電設備未設置の公共施設への導入について検討します。 ➢ 小規模水力発電や小型風力発電等導入の実現可能性について研究し、普及促進に努めます。 ➢ 地域や団体による地域資源を活用したエネルギー創出を促進します。 ➢ 未利用間伐材の利用等により、バイオマス資源の活用の推進に努めます。 ➢ 再生可能エネルギー導入に伴う景観への影響、適切な管理方法についての情報収集・発信を行います。 ➢ 「名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例」に従い、適切に管理のされた太陽光発電設備の普及に努めます。 				
具体的な指標		単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
太陽光発電による市内の年間発電量		千 kWh	14,100	48,961	80,000



美旗地区メガソーラーパーク（新田）

環境目標5 良好なまちなみ・安全なまちの保全と創造

緑は、私たちの心にゆとりや潤いを与え、身近な自然とのふれあいをもたらしてくれるほか、景観づくりなど様々な役割を果たし、快適環境づくりに欠かせないものとなっています。

市域は、都市化した市街地を囲むようにして水田、畑などの田園緑地が広がり、さらに、その周りを森林に囲まれ、恵まれた緑豊かな自然環境を確保しています。一方、良好な農山村景観の基となる農地・森林が、高齢化の進展等に伴い荒廃が進んでいます。産業としての農林業と、それらの持つ多面的機能の向上の両面から農地・森林の保全を進める必要があります。

また、都市の景観については、美しいまちなみ、歴史的なたたずまい、水辺とのふれあい、緑の空間などが調和した快適な都市環境が求められており、都市の緑化と景観形成という視点で、地域らしさを発揮した快適環境づくりに努めなければなりません。

さらに、このような景観に囲まれ、市民が安全・安心して暮らすことができる快適環境づくりを進めていかなければなりません。

◆ 施策の基本的方向1 【まちなみ・緑と水の景観】

緑と身近にふれあうことができ、地域の個性を活かした快適環境づくり

（1）緑と水の空間の形成

本市は、市域の約40%近くが国定公園や県立公園に指定され、「日本の滝百選」にも選ばれた赤目四十八滝や、名張地区既成市街地を取り囲むように流れる名張川など、淀川水系流域の約1,660万人の生活の源の一翼を担う水源都市として、緑と水が豊かな自然環境に恵まれた山紫水明の地です。

緑は、憩いの場として私たちに潤いとやすらぎを与えてくれるなど、快適な都市環境を形成する上で大きな役割を果たしています。


身近にふれあうことのできる緑の拠点として、都市公園のみならず、寺社境内、鎮守の森などを守り育て、生かしていくことが大切です。また、水路や支川などを市民が気軽にふれあえる親水空間として活用できるよう、地域のまちづくりの取組と連携する必要があります。

このように、身近な公園や緑地とともに、河川、水路など、これらを結ぶ緑と水のネットワークを形成し、安心して憩える空間の充実が求められています。

緑空間の確保をはじめ、自然、歴史や文化、社会的な条件など地域特性に応じて、適正かつ計画的な土地利用を推進し、次の施策に取り組みます。

①計画的な土地利用の推進と緑空間の保全

5-1-1-1

<p>関連するSDGs 目標</p>			
<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑空間は、自然とのふれあいの場、市民の余暇活動の場としてだけではなく、野生動植物の生息、育成の環境を創造するとともに、都市や地域の快適性、防災性の確保に寄与しています。加えて、四季折々の美しい風景や景観を創出し、地域の個性を生み出す重要な役割を果たしています。持続可能な集約連携型都市[※]の実現を目指し、秩序ある土地利用を促進するため、活力ある都市的土地利用と、農地、山林、水辺空間など潤いある緑空間の適切な配置に努める必要があります。 ・ 緑の保全及び市街地を中心とする緑豊かなまちづくりを推進するためには、行政と市民、ボランティア団体及び事業者が連携し、公共施設や民有地における緑化が必要です。 ・ 市域には街路樹が12,000本あり、良好な景観を形成する一方で、これまでの手法ではこれらを適切に管理していくことが困難で、今後管理不全となった街路樹が景観や通行の安全の支障となることが危惧されます。そうした中、現在の景観や環境に配慮しながら、街路樹総数の削減や、地域団体などと連携した維持管理など、より効率的な維持管理手法の導入が必要となっています。 		
<p>具体的な施策項目</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 土地利用マスタープランによる秩序ある土地利用の推進 ■ 都市計画法に基づく土地利用の適正化 ■ 森林法、農業振興地域の整備に関する法律による地域指定の推進 ■ 緑化運動等の推進 ■ 緑地や未利用の道路用地等の利活用 ■ 街路樹や公園の景観に配慮した適切な管理 </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top; border-left: 1px dotted black;"> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画室 都市計画室 農林資源室 農林資源室 維持管理室 維持管理室 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地利用マスタープランによる秩序ある土地利用の推進 ■ 都市計画法に基づく土地利用の適正化 ■ 森林法、農業振興地域の整備に関する法律による地域指定の推進 ■ 緑化運動等の推進 ■ 緑地や未利用の道路用地等の利活用 ■ 街路樹や公園の景観に配慮した適切な管理 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画室 都市計画室 農林資源室 農林資源室 維持管理室 維持管理室
<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地利用マスタープランによる秩序ある土地利用の推進 ■ 都市計画法に基づく土地利用の適正化 ■ 森林法、農業振興地域の整備に関する法律による地域指定の推進 ■ 緑化運動等の推進 ■ 緑地や未利用の道路用地等の利活用 ■ 街路樹や公園の景観に配慮した適切な管理 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画室 都市計画室 農林資源室 農林資源室 維持管理室 維持管理室 		
<p>市民・地域の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農地、山林などの適切な維持管理や、身近な緑化活動など、主体的に緑の保全・創出に努めるとともに、土地利用に関する計画策定に積極的に参画します。 ➢ 地域の緑化や緑地保全活動に積極的に参加します。 ➢ 地域団体やボランティア団体等において、街路樹（低木）の維持管理を行います。 		
<p>事業者の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会貢献としての積極的な緑化活動の実施や、事業所敷地の緑化に努めるとともに、土地利用に関する計画策定に積極的に参画します。 ➢ CSR活動による地域緑化活動に積極的に参加します。 		
<p>行政の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 秩序ある土地利用に向けては、広く市民の意見を反映できる措置を講じるとともに、地域づくり組織などが主体となって、計画的な土地利用を推進できる仕組みづくりに努めます。 ➢ 用途地域[※]等の指定により、計画的で秩序ある土地利用を推進し、都市機能の集約、住環境の保全など、暮らしのまちとしての魅力を高めます。 ➢ 名張市森林計画及び名張市農業マスタープランに基づき農林業の振興を図ります。また、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、計画的な土地利用の推進及び保全に努めます。 ➢ 団地の空地の集約化による緑地空間（市民農園などを含みます。）の創出とそのネットワーク化を行います。 		

- 緑化関連団体と連携し、緑化運動や緑化事業の推進を行うとともに、緑の保全や創出についての意識啓発を行います。
- 緑化や園芸福祉などで利用する草花等の苗木を生育させる場所として、緑地や未利用の道路用地等を提供します。
- 街路樹の樹形・樹齢・樹種の実態調査を行う中で街路樹による弊害（落葉や根の隆起、汚水枡・管への侵入）の調査も同時に実施し、街路樹の実態と弊害の相関関係を把握した上で、街路樹の本数調整(伐採)や植替えによる樹種の変更等により、快適な道路環境の整備に努めるとともに都市景観にも配慮した街路樹の適切な管理に努めます。
- 街路樹の管理において、道路環境の整備の観点から歩道や車道の根の隆起、汚水枡や管への侵入に対して速やかに除却するとともに、都市景観に配慮した剪定など街路樹の適切な管理に努めます。
- 地域団体やボランティア団体等に、街路樹（低木）の管理を依頼します。

具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
秩序ある土地利用が行われていると感じる市民の割合	%	52.6	49.3	58.6
地域団体やボランティア団体等が街路樹（低木）の維持管理に取り組む件数<年>	件	0	10	20
水辺や緑とのふれあいに満足している市民の割合	%	71.8	77.2	75.0



秋の街路樹 ユリノキ（百合が丘）

②水辺空間の形成

5-1-1-2

関連するSDGs 目標					
現状と課題	<p>・名張川をはじめ市内各地域を流れる河川や水路などは、良好な自然環境に恵まれており、多くの生物が息しています。生態系に配慮して水辺自然環境を保全し、水と親しむ水辺空間を確保する必要があります。</p>				
具体的な施策項目	<p>■ 生態系に配慮した水辺の整備</p> <p>■ 水辺の美化活動の推進</p>		<p>農林資源室、維持管理室</p> <p>環境対策室</p>		
市民・地域の役割	<p>➢ 地域では環境美化行動を積極的に企画し参加を呼び掛け、住民は環境美化行動に積極的に参加します。</p> <p>➢ 生活排水についての理解を深め、河川を汚さないように努めます。</p>				
事業者の役割	<p>➢ 環境美化行動を企画し、参加を呼び掛けます。</p> <p>➢ 地域等が実施する環境美化行動に協力・参加します。</p> <p>➢ 工場・事業所からの排水は適正に処理します。</p>				
行政の役割	<p>➢ 水辺の工事、浚渫を計画する際には、小動物が水路から出られる構造物や植生可能な構造物等、水辺の環境に配慮した設計と設計指導に努めます。</p> <p>➢ ポイ捨て禁止の啓発を行います。</p> <p>➢ 環境美化行動への参加を呼び掛けます。</p>				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	名張クリーン大作戦参加者数<年>	人	4,214	0	6,000

※令和2年度の名張クリーン大作戦については、コロナ禍のため中止したものの、インターネットなどを活用し名張川の様子を伝える「名張川わくわくウォーキング」の動画発信や地区独自のごみ拾い活動などに対して、物品などを提供するなどの支援を行いました。



城下川の花筏と蜃（中町）

（2）地域の個性を活かした景観の形成






整然と、また、ゆとりある住宅地、人が行き交う商店街や駅前、のどかな田園風景や河川景観など、それぞれの風情が感じられる地域景観の保全が重要となっています。名張地区市街地は、初瀬街道のまちなみや築瀬水路など、歴史的景観や文化薫る原風景が調和した名張固有の財産として、将来にわたり保全していく必要があります。

また、里地、里山、山林、田園地域など農山村地域の景観の保全は、農林業の振興、自然共生の取組と合わせて進めなければなりません。

地域の特色が感じられる固有の景観を保全し、個性あるまちづくりを進めるため、次の施策に取り組みます。





① 都市景観の形成

5-1-2-1

関連するSDGs 目標	    				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然に恵まれた名張は、景勝地や歴史的なまちなみ、整然として質の高い住宅地などがあり、多くの市民がこの先もずっと暮らし続けたいまちであると感じています。しかし、一部で山並みへの眺望を阻害する建築物が建ち、田園風景と調和しない高層の建築物が建つなど、まちなみが失われつつあります。 ・名張の豊かな自然の魅力を失うことなく「住みたい、住み続けたい」と感じる市民が増えるように、地域の個性を守り、更に育むまちづくりに取り組む必要があります。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観形成のための計画、条例の整備 ■ 環境に配慮した魅力あるまちなみの創造 		都市計画室 都市計画室		
市民・地域の役割	▶ 身近な自然、地域のまちなみを守るため、まちづくりに積極的に参加します。				
事業者の役割	▶ 緑地や景観に配慮し、地域の個性と自然の保護に努めます。				
行政の役割	▶ 用途地域見直しと併せて、地区計画等の指定を進めます。 ▶ 景観法に基づく名張市景観計画の策定を進めます。 ▶ 景観まちづくり講座、景観まちづくり教育 [※] を継続していきます。				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	自分が住む地域におけるまちなみなど景観や環境が良好であると感じる市民の割合	%	73.7	75.0	80.0

②農山村景観の形成

5-1-2-2

関連するSDGs 目標	   				
現状と課題	<p>・農山村の景観は、都市景観と共に次世代へ継承する資産であり、景観保全に努めなければなりません。しかし、農林業離れ及び高齢化の進行に伴い、地域の農地や森林の荒廃が進んでいる現状です。このままでは良好な農山村の景観形成を行う以前に、農地の維持も困難な状況にあります。一旦荒廃した農地を回復することは非常に困難となることから、農山村における地域の保全活動や農林業の担い手を支援する施策展開が必要です。</p>				
具体的な施策項目	<p>■ 良好な農山村景観の創出</p>		<p>農林資源室</p>		
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の機能を維持し、農地・山林の保全に努めます。 ➢ 多様な主体の参画のもとで共同活動等を行い、良好な景観の保全に努めます。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の農林業振興や景観保全の取組に、積極的に協力します。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 良好な農山村の景観の維持・創出のため、地区における国・県の交付金や補助金の活用を促進します。 ➢ 農山村地域における地域資源の保全活動を支援します。 ➢ 中山間における農地の適正な保全と多面的機能の維持に努めます。 ➢ 休耕地の有効活用や里山の適正な管理を促進します。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H27)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	中山間地域等直接支払制度 [※] への取組対象農地面積の維持	a	7,118	5,069	7,118








菜の花畑（新田）

（3）歴史的・文化的遺産を活かしたまちづくり

私たちは、先人が築いてきた優れた文化や由緒ある歴史、伝統に支えられて暮らしています。残された歴史的遺産や地域の伝統を大切に保存し、新たに後世に誇れるものを創造していくとともに、歴史的・文化的な環境を活用したまちづくりを進めるため、次の施策に取り組めます。

①文化財の保存と活用と周辺環境・景観との調和

5-1-3-1

関連する SDGs 目標	    								
現状と課題	<p>・ライフスタイルの変化などに伴い身近な歴史文化が失われつつあるなかで、貴重な歴史的建造物やまちなみ、民俗資料の保存、民俗芸能の後継者育成などが求められています。国や県、市が指定する文化財は、これを大切に管理し保全するとともに、市民のために有効に活用されるよう整備する必要があります。</p> <p>・地域の祭りや生活習俗など、地域が育んできた伝統文化は、地域に対する愛着やふるさとの意識を高め、地域の連携を育みます。これらの伝統文化を、地域の個性を創り出すものとして伝承と活用を図る必要があります。世界文化遺産が注目される中、身近な地域の特色ある固有の文化資源の愛護思想の高揚を図るとともに、地域の魅力づくり、活性化につなげていくことが望まれています。</p> <p>・都市化の進展に伴い、落ち着いたたたずまいのある快適な環境が失われつつあり、地域で育くまれ守られてきた歴史と文化の香る快適環境・景観を保全しなければなりません。文化財の案内標識の整備とともに、潤いと憩いのある空間として楽しめる公園の整備、また、緑と水、初瀬街道沿いの歴史的なまちなみ、伝統的な家屋、神社仏閣など、地域の個性を守り、活かしたまちづくりに取り組む必要があります。</p>								
具体的な 施策項目	<table border="0"> <tr> <td>■ 文化財の保全と継承</td> <td>文化生涯学習室</td> </tr> <tr> <td>■ 歴史や文化に親しむ機会の充実</td> <td>文化生涯学習室</td> </tr> <tr> <td>■ 歴史的・文化的遺産の周辺環境の整備</td> <td>文化生涯学習室</td> </tr> <tr> <td>■ 歴史的な景観資源を活用したまちなみづくり</td> <td>都市計画室</td> </tr> </table>	■ 文化財の保全と継承	文化生涯学習室	■ 歴史や文化に親しむ機会の充実	文化生涯学習室	■ 歴史的・文化的遺産の周辺環境の整備	文化生涯学習室	■ 歴史的な景観資源を活用したまちなみづくり	都市計画室
■ 文化財の保全と継承	文化生涯学習室								
■ 歴史や文化に親しむ機会の充実	文化生涯学習室								
■ 歴史的・文化的遺産の周辺環境の整備	文化生涯学習室								
■ 歴史的な景観資源を活用したまちなみづくり	都市計画室								
市民・地域の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 文化財は市民共有の財産であることを認識し、文化資源を大切にし、郷土への愛着を高めます。 ➢ 地域の伝統的な行事に参加します。 								
事業者の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地の開発などには文化財保護法を遵守し、文化財の保全に努めます。 ➢ 地域の伝統的な行事を支援し、参加します。 ➢ 歴史的な文化、まちなみを損なうことなく調和に努めます。 								
行政の 役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 文化財の保護・保存や地域の伝統文化の伝承に努め、歴史的・文化的資源の活用を図りながら郷土への愛着心や誇りを醸成するとともに、地域の活性化につなげていきます。 ➢ 歴史講座や文化財講座の開催、出前トーク、街歩きなど、郷土資料館を拠点として歴史や文化に親しむ機会を提供するとともに、地域にある固有の文化資源への関心を高め、その大切さを啓発していきます。 ➢ 史跡等文化遺産は、周辺環境に配慮した適正な維持管理と整備に努めます。 ➢ 名張市景観計画を策定し、伝統的な趣や文化の感じられるまちなみを保全します。 								
具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)					
市民による自主的な文化芸術活動が活発に行われていることで、身近に文化や芸術に接する機会があると感じている市民の割合	%	30.9	37.8	40.0					
自分が住む地域における景観などの環境が良好であると感じる市民の割合	%	73.7	75.0	80.0					



八日戎（鍛冶町）



夏まつり（上八町）



愛宕の火まつり（新町）



名張川納涼花火大会（新町）

◆ 施策の基本的方向2 【安全・防災・防犯】

安全で住み良い快適環境づくり

(1) 交通環境の整備

保有自動車数の増加に伴い、大気への影響等、環境への負荷のみならず、交通渋滞、交通事故などの問題が発生しています。また、近年では自動車の運転ができない高齢者等の移動制約の増大や、公共交通の需要が減少し維持が困難になるといった問題も生じています。安全安心な交通環境を整備するため、次の施策に取り組みます。

① 交通まちづくりの推進

5-2-1-1

関連するSDGs 目標	  				
現状と課題	<p>・ 鉄道、路線バスなどの公共交通の利用者は、通勤・通学の利用の減少、高齢者の免許保有率の増加等により、減少傾向にあります。しかしながら、高齢者や障害者など、免許を持たない市民の日常生活の移動には、公共交通は欠かすことができない存在であり、将来にわたり持続するため、利用しやすい環境の整備、自動車利用からの転換などにより、利用促進が求められます。また、交通事故は年々減少傾向にありますが、今後も継続して市民への交通ルールの徹底と交通マナーの推進を啓発します。</p>				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通安全対策の推進 ■ 放置自転車対策の推進 ■ 公共交通機関の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画室 都市計画室 都市計画室 			
市民・地域の役割	<p>➤ 交通ルールを守り、ゆとりある行動をします。</p>				
事業者の役割	<p>➤ 交通ルールの遵守や交通マナーの推進について意識の徹底をし、交通事故防止に努めます。</p>				
行政の役割	<p>➤ 通学路交通安全プログラムに基づき、児童等が悲惨な交通事故に巻き込まれないよう危険箇所の抽出及び対策を実施します。</p> <p>➤ 交通ルールやマナーの啓発を継続し、交通事故の防止に努めます。</p> <p>➤ 市内の4駅全ての近鉄線の駅周辺は「自転車放置禁止区域」を定め、定期的に自転車等の安全確保と周辺環境の保全を図ります。</p> <p>➤ 今後急速に進展する高齢化等を見据え、持続可能な公共交通体系を構築する観点から、自動車交通を円滑に処理する視点での道路整備だけではなく、公共交通による移動の利便性を確保するとともに、安全安心な交通環境を創出し、鉄道、バス、自動車、自転車、徒歩など交通移動手段の適切な組合せによる交通体系の構築に向け、多様な主体の協働による「交通まちづくり」に取り組みます。</p>				
具体的な指標		単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
交通安全啓発活動等への参加人数<年>		人	921	75	1000






※令和2年度は、コロナ禍の影響によりミルミルウェブなどの交通安全啓発活動が実施できず参加人数が減っています。今後は、コロナ禍の影響を見極めつつ、別手法などの交通安全啓発活動の検討を行います。

(2) 食の安全・安心

近年、食品の安全・安心に対する関心は高く、食品の安全性の確保は市民生活にとって大切なものとなっています。国内外において産地偽装や不適切表示、異物混入などの問題が発生する中、安心した食生活を送れるよう次の施策に取り組みます。

①食品の安全確保・注意喚起

5-2-2-1

関連するSDGs 目標	    				
現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市消費生活協議会への事業委託により、食の安全・安心について消費者・生産者双方の視点から検討し、安全・安心な健康的な暮らしができるよう、出前講座や料理教室を通じ食品表示等に関する啓発活動を進めています。食に関する基礎知識の向上のために世代を問わず普及啓発機会の拡大が必要となっています。 ・生産者側においては、生産者のモラルを高める施策の展開が必要です。 ・保育所給食においては、産地偽装等の食の安全性の問題に加え、アレルギー児童が増え、アレルゲンとなる食品の種類も多様になり給食での対応が複雑化しているとともに、1年を通して食中毒発生のリスクがあり、限られた時間、施設、設備、予算の中で安全・安心な給食の提供が求められています。 ・学校給食では、名張産の旬の食材を給食に取り入れる「ふるさと名張バリっ子給食の日」、三重県産の食材を給食に取り入れる「みえ地物一番給食の日」を実施しています。献立は実施月の1か月前に決定することから、地場産物の収穫時期と使用時期のタイミングを合わせる事が難しい場合があります。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食品の安全・安心の確保 ■ 食品への注意喚起 <p style="text-align: right;">農林資源室／教育総務室／保育幼稚園室 市民相談室／農林資源室</p>				
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ アレルギー疾患が疑われる場合は、医療機関を受診し適切な治療を行います。 ➢ 保育所へ持参する昼食用米飯については衛生的な配慮を十分に行います。 ➢ 無（減）農薬の野菜づくりや食品添加物などに関心を持ち、自ら安全な食品管理を行います。 ➢ 家庭菜園に取り組み、自らが生産者として食の安全・安心や農産物に関心を持ちます。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農産物生産にあたり、農業生産工程管理（GAP）*手法に取り組みます。 ➢ 各保育所・保育園（法人）においては、生産者・納入業者の協力を得ながら食品トレーサビリティ*を確保し、安全・安心な給食用食材購入に配慮します。 ➢ 国の示す基準による安心な食材を生産供給できるよう努めます。 ➢ 食材の適正表示の推進に努めます。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農産物の安全性や品質向上を図るため、農業生産工程管理（GAP）手法の取組を推進します。 ➢ 地元農産物の生産量の向上と、消費の拡大を図ります。 ➢ 各小学校において、学校給食に地場産物を積極的に取り入れるとともに、無添加・低添加食品を使用するよう努めます。 ➢ 各保育所において、生産者・納入業者の理解と協力を得ながら、給食に安全・安心な 				

	<p>地場産物を積極的に活用するとともに、大量調理施設衛生管理マニュアルに準じた衛生管理の徹底や適切なアレルギー対応のための研修等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 食の安全安心に関するガイドブック等を通じ、正しく選んで賢く食べる消費者の育成に努めます。 ➤ 輸入食品の安全性確認のための情報提供を行います。 ➤ 食品アレルギーの不安のある消費者に対し、記載された表示を確認するよう呼び掛けを行います。 ➤ 生産者団体と連携し、生産者の顔が見える地元産食材の安定供給と活用推進を図るとともに、消費者へ安全な食品への注意喚起を行います。 			
具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
学校給食における名産産食材を使用する割合	%	21.7	23.7	30.0



とれたてなばり（市役所前広場）



稲刈り風景（夏見）

（3）災害のない安全な暮らしの確保

本市は、1959（昭和34）年9月の伊勢湾台風で11人の死者、800棟を超える住宅の損壊、2,000棟を超える浸水被害を経験しています。さらに、1998（平成10）年9月には最大瞬間風速が50mを超える暴風による建物と山林被害も経験しました。近い将来には、南海トラフを震源域とする巨大地震が発生すると予測されており、地震防災対策を推進しなければなりません。

また、風水害などの自然災害、異常気象による強い台風や集中豪雨などあらゆる災害から生命財産を守るため、名張市地域防災計画に基づき被害の予防や減少化を図る必要があります。さらに、高齢化やIT化などの社会の変化に伴い、犯罪が多様化・悪質化しています。市民が安心して暮らすことのできる快適環境をつくるため、次の施策に取り組みます。

① 防災・減災、防犯の推進

5-2-3-1

関連するSDGs 目標					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後30年以内の発生確率が70%程度とされている南海トラフを震源域とする巨大地震発生や、頻発する局地的豪雨などに備え、災害時における自助、共助の重要性について啓発を推進する必要があります。 ・ 住民間のつながりが希薄化したことで犯罪が発生しやすくなったり、発生した犯罪の覚知が遅延したりする傾向にあります。また、高齢者や子どもを対象とした犯罪が多発しており、地域ぐるみの防犯活動が必要です。 				
具体的な施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災・減災対策の推進 ■ 防犯対策の推進 		<ul style="list-style-type: none"> 危機管理室 危機管理室 		
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害を想定した行動を家族や地域内で話し合います。 ➢ 地域で実施する防災訓練などに積極的に参加します。 ➢ 地域ぐるみで、健全な生活環境の形成や防犯活動に取り組みます。 				
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自主防災組織の強化に努めます。 ➢ 災害や事故発生時に対処できる危機管理マニュアルを整備し、従業員などを対象とした教育・啓発に努めます。 				
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震性の強化など防災基盤の整備と市民の防災意識の高揚など、災害に強いまちづくりを進めます。 ➢ 防災意識の高揚のため、防災訓練の実施や防災講演会の開催等の啓発を行います。 ➢ 災害時に水道の給水が停止した場合に生活用水として利用できるよう、災害時協力井戸*の登録を進めます。 ➢ 緊急時に、「コミュニティFM」、「防災ほっとメール」を活用した防災・防犯情報の配信に努めます。 ➢ 犯罪抑止のための広報など啓発活動を推進します。 				
	具体的な指標	単位	現状値 (H26)	中間値 (R2)	目標値 (R8)
	地震等の災害への備えをしている市民の割合	%	42.6	43.1	50.0
	犯罪に対して不安感を持っている市民の割合	%	49.9	52.4	40.0

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画の効果的な推進と総合的な調整及び協議は、主管室長会議及び庁議において行い、各施策の推進に関する調整及び協議は、関係室が連携し行うものとします。

(2) 多様な主体との連携

本計画を推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協力した取組が必要不可欠となります。本計画の施策を効果的に推進するため協働で取り組む体制を整えるとともに、広域的な問題などは近隣の自治体や三重県、国など関係機関と連携を図ってまいります。

2 計画の進行管理

(1) 数値目標・指標による進行管理

本計画では、各施策項目において可能な限り数値化した目標を掲げており、毎年度、これらの指標の推移を確認し目標達成に向けての施策の進捗状況を把握するものとします。

(2) 報告と公表

本計画に掲げた施策の達成状況や実施状況について毎年集約し、名張市快適環境審議会へ報告し評価を受けるとともに、その内容を公表します。

(3) 計画の見直し

本計画は、計画期間の中間年である令和3年度までの実施状況や目標達成状況を基に全体的な見直しを行うほか、地球環境、社会情勢の変化や本市を取り巻く状況の変化に応じて、柔軟に施策や推進方法を見直すものとします。

参考資料

名張市快適環境基本計画についての諮問

名 生 政 第 9 6 号
平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日

名張市快適環境審議会
会長 様

名張市長 亀 井 利 克

名張市快適環境基本計画について（諮問）

名張市快適環境基本条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、名張市快適環境基本計画について、貴審議会の意見を求めます。



答申式

名張市快適環境基本計画についての答申

平成28年12月16日

名張市長 亀井 利克 様

名張市快適環境審議会
会長 朴 恵淑

名張市快適環境基本計画〔第三次なばり快適環境プラン（素案）〕について〔答申〕

平成27年11月30日付名生政第96号で諮問のありました名張市快適環境基本計画（第三次なばり快適環境プラン（素案））について、別添のとおり取りまとめましたので答申いたします。

なお、特に下記の事項について配慮されるよう要請いたします。

記

- 1 本プランの実行にあたっては、目標とする環境像である「人に気くばり 地域に目くばり 地球に心くばり 里まち なばり」の実現に向けて、環境施策を積極的に推進していただきたい。また、策定したプラン及びその進捗について、公表・公開をされるとともに効果的な情報発信に努めていただきたい。
- 2 本プランの各章、各項目はそれぞれが独立したものではなく、お互いに関連したものです。本プランの実行にあたっては、各章、各項目の関連性を意識するとともに総合的な視点をもって取り組んでいただき、各施策項目における指標は必ず達成できるよう努めていただきたい。
- 3 環境課題の中で、現時点でその是非について結論を出すことが困難な問題については、今後も継続的に検討・検証を続けていただきたい。例えば、再生可能エネルギーの普及にかかる環境・景観への影響や適切な管理については、今後の環境情勢を注視いただき、的確な情報の把握・収集を行い、情報の発信に努めるとともに、設置にかかる指導要綱等の整備についても検討していただきたい。
- 4 名張市の恵まれた自然と豊かな文化を大切にして次世代へ引き継ぐためには、環境に対する意識の高揚が重要であり、学校教育や市民センター等における活動を通じ、環境をテーマにした取組を充実させていただきたい。また、広く市民に浸透するように取り組んでいただきたい。

名張市快適環境基本計画の見直しについての諮問

名環第461号
令和3年7月2日

名張市快適環境審議会

会長

様

名張市長 亀井利克

名張市快適環境基本計画について（諮問）

名張市快適環境基本計画の中間年度での見直しに当たり、名張市快適環境基本条例第12条第2項の規定に基づき、名張市快適環境基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

（参考）

本計画は、計画期間の中間である令和3年度までの実施状況や目標達成状況をもとに全体的な見直しを行うほか、地球環境、社会情勢の変化や本市を取り巻く状況の変化に応じて、柔軟に施策や推進方法を見直すものとします。

（「名張市快適環境基本計画」から抜粋）



諮問式

名張市快適環境基本計画の見直しについての答申

令和4年3月9日

名張市長 亀井 利克 様

名張市快適環境審議会
会長 朴 恵淑

名張市快適環境基本計画〔第三次なばり快適環境プラン（改定案）〕について〔答申〕

令和3年7月2日付名環第461号で諮問のありました名張市快適環境基本計画（第三次なばり快適環境プラン（改定案））について、別添のとおり取りまとめましたので答申いたします。

なお、特に下記の事項について配慮されるよう要請いたします。

記

- 1 本プランの実行にあたっては、今後も人類が安定して暮らし続けるための持続可能な開発目標（SDGs）を常に意識しながら、環境施策を積極的に推進していただきたい。また、策定したプラン及びその進捗について、公表・公開をされるとともに効果的な情報発信に努めていただきたい。
- 2 本プランの各章、各項目はそれぞれが独立したものではなく、お互いに関連したものです。本プランの実行にあたっては、各章、各項目の関連性を意識するとともに総合的な視点をもって取り組んでいただき、今回、上積みを行った各施策項目における指標も含め必ず達成できるよう努めていただきたい。
- 3 環境課題の中で、カーボンニュートラルなど大きなイノベーションが期待されている課題については、現時点でその取組について本プランに十分に反映させることができなかつたため、今後の環境情勢を注視しつつ、的確な情報の把握・収集を行い必要に応じて本プランに取り入れ施策の推進を図っていただきたい。
- 4 市民・事業者に対し、本プランを多様な手段を通じて普及を図るとともに、次世代育成の教育機関および地域づくり組織等の自主的な取組の発信や連携を進めるなど、地域が一体となった環境配慮行動の実践に努めていただきたい。

名張市快適環境基本条例

平成4年7月1日条例第14号

名張市民は、緑豊かな自然と先人たちの努力と英知によって連綿と築かれてきた歴史文化的遺産を受け継いで生活を育み、この環境のもとで安らぎやうるおいのある、より安全で快適な暮らしを求めている。

今や環境問題は、地球的規模へと拡大し、このまま推移すれば人類の生存基盤さえも脅かすことになりかねず、私たち人間は、環境が生活と深いかかわりがあり、自然と人との共生なくして安全で良好な環境の創造はありえないことを自覚しなければならない。

今こそ名張市民は、環境をかけがえのない貴重な市民共有の財産として次代に継承できるよう、またその恩恵を享受できるよう市民共通の責務として最大の努力をしなければならない。

ここに名張市民は、安全で良好な環境を享受する権利を有するとの理念を確認し、市民福祉の増進のために、名張市における快適環境の保全、創造を図ることを期して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて快適環境の保全、創造が極めて重要であることに鑑み、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに快適環境に関する施策の基本となる事項を定めることにより、快適環境施策の総合的推進を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「快適環境」とは、市民が安らぎとうるおいのある安全で快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境及び歴史文化的環境をいう。

(市の責務)

第3条 市は、快適環境を保全、創造するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、市民の快適環境の保全、創造に関する意識の啓発に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において環境に深い注意を払い、環境を損なうことのないよう努め、地域の快適環境の保全、創造に主体的に取り組むとともに、市の実施する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって快適環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるよう最大の努力をしなければならない。

2 事業者は、市の規制及び指導を遵守するとともに、市の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(環境施策)

第6条 市は、第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 公害の防止、廃棄物の適正処理、都市景観の形成、緑化の推進その他生活環境の保全、創造に関すること。
- (2) 森林の保全、河川の保全、自然景観の形成、野性動植物の保護その他自然環境の保全、創造に関すること。
- (3) 文化財の保護、歴史的遺産の保存その他歴史文化的環境の保全、創造に関すること。

ること。

- 2 前項に掲げる施策を実施するに当たっては、土地利用の適正化及び市民生活とのかかわり等を含めた総合的な対策を考慮するとともに、市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。

(快適環境基本計画)

第7条 市長は、快適環境の保全、創造を総合的かつ計画的に推進するため、名張市快適環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第8条 市長は、快適環境の保全、創造を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体と連携してその施策を推進するとともに、国及び他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(指導等)

第9条 市長は、快適環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 市長は、勧告を受けた者が勧告に従わない場合は、やむを得ない理由があると認めるときを除き、その勧告内容を公表することができる。

(自主的活動の促進)

第10条 市は、快適環境の保全、創造に係る活動を積極的に行う団体及び個人に対し、その自主的活動を促進するため、必要な助成を行うものとする。

- 2 市は、快適環境の保全、創造に係る活動に顕著な功績のあった団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(財政的措置)

第11条 市は、快適環境の保全、創造に関する施策の推進につき、必要な財政的措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会)

第12条 市長の諮問機関として名張市快適環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 快適環境の保全、創造に係る重要事項に関すること。

- 3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名張市快適環境審議会規則

平成4年7月1日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市快適環境基本条例(平成4年条例第14号)第12条第3項の規定に基づき、名張市快適環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域環境部環境対策室において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月29日規則第36号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第10号抄)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第23号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年8月8日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の名張市快適環境審議会規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成18年6月30日規則第36号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年10月5日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規則第23号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第三次なばり快適環境プラン策定経過

年 月	概 要
平成 27 年	
7 月 13 日	第 1 回庁内策定検討ワーキング会議
10 月 9 日	第 2 回庁内策定検討ワーキング会議
11 月 17 日	第 3 回庁内策定検討ワーキング会議
11 月 30 日	平成 27 年度第 1 回快適環境審議会（委員の委嘱） 計画策定について諮問
平成 28 年	
2 月 16 日	平成 27 年度第 2 回快適環境審議会
3 月 23 日	平成 27 年度第 3 回快適環境審議会
3 月 25 日	第 4 回庁内策定検討ワーキング会議
5 月 9 日	平成 28 年度第 1 回快適環境審議会
6 月 3 日	平成 28 年度第 2 回快適環境審議会
7 月 14 日	庁内協議（主管室長会議）
7 月 25 日	庁内協議（庁議）
8 月 8 日	市議会教育民生委員会
10 月 1 日～10 月 31 日	パブリックコメントの実施
11 月 17 日	平成 28 年度第 3 回快適環境審議会
11 月 30 日	平成 28 年度第 4 回快適環境審議会
12 月 16 日	快適環境審議会より市長へ計画について答申
平成 29 年	
1 月 5 日	庁内協議（主管室長会議）
1 月 12 日	庁内協議（庁議）
2 月 7 日	市議会教育民生委員会協議会
3 月	計画策定

第三次なばり快適環境プランの見直し経過

年 月	概 要
令和3年	
7月2日	令和3年度第1回快適環境審議会
9月30日	令和3年度第2回快適環境審議会
12月2日	令和3年度第3回快適環境審議会
令和4年	
1月5日	庁内協議（主管室長会議）
1月11日	庁内協議（庁議）
1月26日	市議会教育民生委員会協議会
3月9日	快適環境審議会より市長へ計画について答申
3月	計画策定

名張市快適環境審議会名簿

(任期：平成 27 年 11 月 30 日～平成 29 年 11 月 29 日)

構成	氏名	所属（団体）等
(一号) 学識経験を 有する者	加藤 進	近畿大学工業高等専門学校客員教授
〃	(会長) 朴 恵淑	三重大学人文学部・地域イノベーション学研究科教授 三重県地球温暖化防止活動推進センター長
(二号) 関係行政機 関の職員	清水 敏代	三重県伊賀地域防災総合事務所環境室環境課主幹
〃	森田 宏	国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長 (～平成 28 年 3 月)
〃	山本 佳也	国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長 (平成 28 年 4 月～)
(三号) 市長が適当 と認める者	今村 洋子	名張市小中学校長会 (～平成 28 年 3 月)
〃	椿原 礼子	名張市小中学校長会 (平成 28 年 4 月～)
〃	(副会長) 田畑 博	名張商工会議所常議員 名張商工会議所環境問題委員会委員長
〃	辻森 保藏	名張市地域づくり代表者会議 桔梗が丘自治連合協議会会長
〃	福田 尚子	しぜん・ふしぎ・ワンダーランド代表
〃	福廣 勝介	NPO 法人「近畿水の塾」代表 川の会・名張代表

名張市快適環境審議会名簿（見直し時）

（任期：令和3年6月1日～平成5年5月31日）

構成	氏名	所属（団体）等
（一号） 学識経験を 有する者	近藤 恵美	近畿大学工業高等専門学校教授
〃	（会長） 朴 恵淑	三重大学特命副学長（環境・SDGs） 三重大学国際環境教育研究センター長 三重大学地域イノベーション学研究科特任教授 三重県地球温暖化防止活動推進センター長
（二号） 関係行政機 関の職員	永楽 通宝	三重県伊賀地域防災総合事務所環境室長
〃	大西 民男	国土交通省木津川上流河川事務所副所長
（三号） 市長が適当 と認める者	宮崎 慎治	名張市小中学校長会
〃	（副会長） 田畑 博	名張商工会議所常議員 名張商工会議所環境問題委員会委員長
〃	大西 和美	しぜん・ふしぎ・ワンダーランド代表
〃	福廣 勝介	NPO 法人「近畿水の塾」代表 川の会・名張代表

用語解説



※硫黄酸化物 P. 31

硫黄の酸化物の総称で、一酸化硫黄（SO）、三酸化二硫黄（S₂O₃）、二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）、七酸化二硫黄（S₂O₇）、四酸化硫黄（SO₄）などがある。ソックス（SOX）ともいいます。

<EIC ネット環境用語集より>

※一般廃棄物処理基本計画 P. 54

廃棄物処理法律（1970）第6条により、市町村に作成を義務付けられた、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画です。

その内容の概略は次のとおりです。(1)一般廃棄物発生量および処理量の見込み、(2)一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項、(3)分別収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分、(4)一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項、(5)一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項、(6)その他、一般廃棄物の処理に関し必要な事項。

<EIC ネット環境用語集より>

※エコツーリズム P. 48

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組。

<環境省ホームページより>

※エコ通勤 P. 32

クルマによる通勤をはじめとした通勤交通は、渋滞問題や地球温暖化等、様々な問題の原因となり得ます。エコ通勤とは、公共交通機関、自転車、徒歩による通勤など、各事業所が主体的に望ましい通勤交通のあり方を考える取組です。名張市では、平成20年度から毎年7月7日を「低炭素社会を考え実践する日」とし、エコ通勤に取り組んでいます。

<国土交通省エコ通勤ポータルサイトより>

※エコドライブ P. 32

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。関係する様々な機関がドライバーに呼び掛けている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられます。

<EIC ネット環境用語集より>

※エネルギーマネジメントシステム P. 57

センサーやIT技術を駆使して、電力使用量の見える化（可視化）を行うことで節電につなげたり、再生可能エネルギーや蓄電池等の機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行うためのシステムのことをいいます。

<EIC ネット環境用語集より>

※園芸福祉 P. 48

園芸を通じて人間の幸福（健康・生活の質の向上、人間的成長など）の増進を図ることを目的とした活動。余暇活動や健康法・交流・まちづくりや地域の活性化など幅広い分野での活動の展開が期待されます。

<NPO法人日本園芸福祉普及協会ホームページより>

※温室効果ガス P. 49

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。

産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されています。1997年の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかHFC類、PFC類、SF6が削減対象の温室効果ガスと定められました。

<EIC ネット環境用語集より>

か

※家電リサイクル法 P. 53

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

<経済産業省ホームページより>

※カーボンニュートラル P.3

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言う。例えば、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないことが考えられます。

<EIC ネット環境用語集より>

※環境基準 P. 26

環境基本法第16条に基づき、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことをいいます。

<EIC ネット環境用語集より>

※環境社会検定試験（eco検定） P. 25

東京商工会議所が2006年に創設した環境に関する資格制度です。

環境に関する幅広い知識を基に率先して環境問題に取り組む「人づくり」及び環境と経済を両立させた「持続可能な社会」の促進を目指して実施するものです。東京商工会議所では、eco検定の合格者を「エコピープル」と呼称して、環境活動のサポートを目的に、ホームページ開設なども行っています。

< E I C ネット環境用語集より >

※環境保全型農業 P. 44

農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称をいいます。

< E I C ネット環境用語集より >

※環境保全協定 P. 30

工場・事業場と地方自治体で締結する紳士協定のことをいいます。公害防止を含む環境保全について、法令で規制される項目以外のことについて、施設の運用方法や規制値をさらに厳しくする（自主規制値）ことにより、工場・事業場周辺の環境及び周辺住民の生活環境の保全が確保されます。

※環境マネジメントシステム P. 19

事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続を環境マネジメントシステム（環境管理システム）と呼びます。

< E I C ネット環境用語集より >

※間伐 P. 45

材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不要木などの林木の一部を伐採することをいいます。

< 農林水産省ホームページより >

※クールチョイス P. 57

クールチョイスは、2030年度の温室効果ガスの排出量を削減するという目標達成のために、日本の省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことをいいます。エコカーの購入、エコ住宅の建築、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実施するというライフスタイルの「選択」があります。

< E I C ネット環境用語集より >

※景観まちづくり教育 P. 65

「景観」は、地域ごとに異なる自然条件や、歴史、文化等を基に、人々の様々な営みが積み重なることによってつくられています。その地域の「景観」に対し、理解と関心を高め、積極的に景観まちづくりに関わるような人材を育成することを目的とした教育のことをいいます。

< 国土交通省ホームページより抜粋 >

※県のレッドデータブック P. 47

三重県における絶滅のおそれのある生物種のリスト（レッドリスト）に基づき、レッドリストの種の詳細な情報を記載して本に取りまとめたものです。

※公益活動補償制度 P. 18

市民の方が安心してボランティア活動や地域活動を行えるよう、活動拠点が名張市にある市民団体等の公益活動中に起きた事故に対し、傷害事故や賠償責任事故を補償するものです。

※公害事前審査 P. 42

工場・事業場の新增設に際し、各種物質の排出値の適合性、公害防止技術の妥当性、周辺の環境への影響などを審査することをいいます。市長が県知事に対し審査申請を行い、その結果を県知事は市長へ通知します。これにより、市長が新增設の可否を決定します。

※光化学オキシダント P. 33

窒素酸化物と炭化水素が光化学反応を生じて起こる酸化性物質の総称。強力な酸化作用を持ち、光化学スモッグの原因となります。

<環境ビジネス用語辞典より>

※光化学スモッグ P. 33

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた『光化学オキシダント』や視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことをいいます。

<EICネット環境用語集より>

※耕作放棄地 P. 43

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいいます。

<農林水産省ホームページより>

※固定価格買取制度 P. 59

風力、太陽光、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの普及拡大を目的とし、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、一定期間、買取価格を固定して電気事業者に買い取りを義務付ける制度。再生可能エネルギーの普及量や生産コストの動向に応じ買取価格を適宜見直し、漸次逡減していくのが通例です。

<EICネット環境用語集より>

※ごみゼロの日 P. 41

本市では、平成3年から5月30日を「ごみゼロの日」と定め、名張市管理職職員及び市役所周辺の事業所等による環境美化行動を行っています。



※災害時協力井戸 P. 73

地域住民や事業所が所有する井戸を事前に登録し、災害時に水道の給水が停止した場合に、開放し、生活用水を確保しようとするものです。

※再生可能エネルギー P. 21

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称です。

<EICネット環境用語集より>

※次世代自動車 P. 32

窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなど、地球環境にやさしい自動車のことをいいます。

<環境省 次世代自動車ガイドブックより>

※持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals [略] SDGs) P. 5

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと (leave no one behind) を誓っているのが特徴です。

<EICネット環境用語集より>

※下刈り P. 45

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業です。

<農林水産省ホームページより>

※自動車騒音の面的評価 P. 36

主要道路を走行する自動車から発生する騒音に対し、道路端から一定の距離の範囲において、距離減衰や遮音物による減衰を考慮した上で算出し、個々の建物（住宅）についての騒音レベルを推計し、環境基準に対しての達成状況を判断する評価方法です。

※し尿処理施設 P. 54

汲み取りし尿を処理する施設をいいます。

「し尿」とは、人体から排泄される「屎(し)」と「尿」の混合物のことで、排出量は平均1ℓ/人・日、「し」と「尿」の比率は概ね1:9。広義には、家庭や事務所、公共施設の便所から出る汚水を指し、水洗トイレ排水を含みますが、法律では、汲取り作業によって収集・処分しているものだけを指して「し尿」という。汲取りし尿は、一般廃棄物として自治体が収集、運搬、処分をしなければなりません。

「し尿処理」は、上記のし尿を処理する施設を指し、水洗化されていない便所の汲

み取り処理のことを意味します。「し尿処理施設」は、そのための施設をいい、市町村が設置するものです。

回収されたし尿は、し尿処理施設で集中処理をした後、河川・海域に放流される他、下水道へ放流される場合もあります。水質汚濁防止法（1970）に基づき、BOD、COD、窒素、リン、その他の規制基準が適用されます。

<EICネット環境用語集より>

※集約連携型都市 P. 62

名張市都市マスタープランに掲げた将来都市像。適切な機能分担を踏まえたまとまりのある拠点形成とそれぞれの拠点間の相互連携を図り、持続的に発展できる目指すべき都市の将来像のことです。

※主伐 P. 60

一定の林齢に育成した立木を、用材等で販売するために伐採することです。

<農林水産省ホームページより>

※食品トレーサビリティ P. 71

食品の移動ルートを把握できるよう、生産、加工、流通等の各段階で商品の入荷と出荷に関する記録等を作成、保存しておくことをいいます。

<農林水産省ホームページより>

※森林環境教育 P. 45

森林内での様々な体験活動等を通じて、持続可能な社会の構築に果たす森林・林業の役割や木材利用の意義に対する理解と関心を高める目的とした教育のことをいいます。

<林野庁ホームページより>

※森林環境創造事業 P. 45

森林を「環境林」と「生産林」に分けて、その働きにあった森林の管理を行うこととし、「環境林」において、森林の持ち主から提供された森林を私たちの生活を守る財産と捉え、三重県と市町が協働して間伐などの手入れを行うものをいいます。

<三重県ホームページより>

※森林施業 P. 45

目的とする森林を造成、維持するために行う植林、下刈り、除伐、間伐等の森林に対する人為的な働き掛けることをいいます。

<三重県ホームページより>

※生態系 P. 41

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念のことをいいます

<EICネット環境用語集より>

※生物多様性 P. 46

生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生き物は40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3000万種ともいわれる多様な生きものが生まれ、これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接・間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という三つのレベルで多様性があるとされています。

<環境省ホームページより>

**※第五次環境基本計画 P. 5**

2018年4月に閣議決定された、第5次となる政府の計画。SDGs（持続可能な開発目標）や気候変動枠組条約におけるパリ協定の採択を踏まえて策定されました。環境・経済・社会の統合的向上に向けて、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など、六つの重点戦略が設定されています。

<EICネット環境用語集より>

※窒素酸化物 P. 31

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。通称ノックス（NO_x）ともいいます。

<EICネット環境用語集より>

※中山間地域等直接支払制度 P. 66

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度です。

<農林水産省『中山間地域等直接支払制度パンフレット』より>

※超小型電動モビリティ P. 32

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両です。

<国土交通省ホームページより>

※低炭素型交通まちづくり P. 57

都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進など都市の低炭素化を促進していく上で自動車に過度に頼らない都市構造の実現や交通行動に配慮したまちづくりのことをいいます。

※低炭素社会 P. 49

炭素（二酸化炭素）の排出が少ない社会のことを指します。地球温暖化の原因とされる温室効果ガス の排出量が小さい社会で、排出量と吸収量が同じ（カーボンニュートラル）であること、又はそれに近い状態を目指すことをいいます。

<環境ビジネス用語辞典より>

※デポジット方式 P. 50

製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度です。

<EIC ネット環境用語集より>

※特定悪臭物質 P. 38

悪臭防止法第2条に基づき指定される「不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」で同法施行令により22物質が指定されています。

<EIC ネット環境用語集より>

※トリハロメタン P. 27

水道水中に存在する有機物と塩素剤が反応してできる物質で、発がん性が疑われるもので、水質基準に定められている物質です。

<三重県ホームページより>



※名張ゆめづくり協働塾 P. 25

各地域づくり組織において、市民主権社会実現に向け、地域課題解決などの地域づくり活動が行われている。地域づくりを担う構成員の増員や事務局の機能を強化し、地域づくり組織の組織力をさらに充実するため、名張ゆめづくり協働塾を開設し、まちづくり活動に参画する人材育成を行います。

※認定農業者 P. 44

農業経営基盤強化促進法に基づき経営改善を図ろうとする者として市が認定した農業者です。

<農林水産省認定農業者制度ホームページより>

※ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス P. 57

住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロ以下となる住宅のことをいいます。

<経済産業省『ZEHロードマップ検討委員会とりまとめ』より>

※ネット・ゼロ・エネルギー・ビル P. 57

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことをいいます。

<経済産業省『ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ』より>

※農業生産工程管理（GAP） P. 71

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

<農林水産省ホームページより>



※バイオマス P. 49

もともと生物（bio）の量（mass）のことですが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多いです。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指します。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。バイオマスエネルギーはCO₂の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で利用されてきたが、今日では新たな各種技術による活用が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されています。

<EIC ネット環境用語集より>

※人・農地プラン P. 44

継続的な営農や地域の保全等、地域の「人と農地の問題」について地域で話し合いプランを作り、それを実行することにより解決を図るものです。

<農林水産省認定農業者制度ホームページより>

※フロン P. 57

オゾン層の破壊などを引き起こす化学物質の総称です。フロンガスが大気中に放出されると地球に対して宇宙から届いている紫外線を吸収しているオゾン層を破壊することがわかり、オゾン層破壊物質が特定フロンとして指定され全廃されることになりました。それ以後利用されるようになった物を「代替フロン（ハイドロフルオロカーボン）」と呼ぶが、この代替フロンには強い温室効果があることが分かり、地球温暖化防止の観点から、ハイドロフルオロカーボンの排出削減も京都議定書により義務付けられました。

<環境ビジネス用語辞典より>



※三重県農薬管理指導士 P. 29

三重県が農薬販売者やゴルフ場における農薬使用管理責任者及び造園業者など農薬による防除を行う方々を対象として、農薬の販売・使用等に関する資質の向上をはかるため農薬に関する専門的な研修を実施し、一定水準以上の知識を有する方々を農薬管理指導士として認定しています。

<三重県ホームページより抜粋>

※森と緑の県民税 P. 45

平成26年4月1日に導入された三重県民税で、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、土砂や流木を出さない森

林づくりや森を育む人づくりなどの取組を実施します。
 <三重県ホームページより抜粋>



※用途地域 P. 62

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために地域における建物の用途に一定の制限を行う地域です。12種類の地域があり、住居系・商業系・工業系に大別されます。
 <国土交通省ホームページより>

数字

アルファベット

※4R P. 50

ゴミを出さない (Reduce)、再利用する (Reuse)、リサイクルする (Recycle)、廃棄物の発生回避 (Refuse) の頭文字を取った環境活動のことをいいます。
 <環境ビジネス用語辞典より>

※BOD P. 26

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。
 <EICネット環境用語集より>

※CSR (Corporate Social Responsibility) P. 19

企業の社会的責任とも呼ばれる。企業は利潤の追求だけではなく、組織が与える社会に対する影響にも責任を持って、活動をする必要があるという考え方のことをいいます。環境に対する配慮や地域社会への貢献など幅広い分野で利用される言葉です。
 <環境ビジネス用語辞典より>

※ESD (Education for Sustainable Development) P. 20

地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、これらの課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくことを身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のことをいいます。
 <文部科学省ホームページより>

※IPCC (気候変動に関する政府間パネル) P. 56

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社

会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。

<全国地球温暖化防止活動推進センターホームページより>

※ISO14001 P. 19

地球サミット（1992年）を契機に創設されたBCSD（持続可能な開発のための経済人会議）の要請を受けてISO（国際標準化機構）が1996年に制定した環境マネジメントシステム規格です。ISO14000シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっています。

<EICネット環境用語集より>

※LED P. 57

LED（Light Emitting Diode：発光ダイオード）技術を利用したランプのことです。照明として省エネかつ高輝度、長寿命のランプとして近年実用化が進んでいます。2009年には従来の白熱電球等のソケット（口金）に装着可能なタイプも登場しており、価格面も下がってきています。

<環境ビジネス用語辞典より>

※M-EMS P. 19

三重県内において、環境活動に参加したくても、費用や人員の面で、取組が困難な取組が難しい中小企業をはじめ、あらゆる事業者を対象に、自主的な環境負荷低減の取組を支援するために制定された三重県の地域規格としての環境マネジメントシステムのことをいいます。

<一般社団法人M-EMS認証機構ホームページより>

※PM2.5 P. 33

大気中に浮遊している直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の超微粒子（ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の一）。微小粒子状物質という呼び方をされることもある。大気汚染の原因物質の一つです。

<EICネット環境用語集より>



市民

名張市ごみゼロキャラクター ストッピー 名張市マスコットキャラクター ナッキー



事業者

行政